

第6回三番瀬再生会議議事録

平成17年6月16日

1. 開 会

三番瀬再生推進室長 　ただいまから第6回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

　本日は、村木委員、佐藤委員から、所用のため欠席との連絡がございました。また、他の委員については、多少遅れるという連絡がございました。現在、委員21名中13名の出席をいただいております。設置要綱第6条第5項で定める数、会議の開催に必要な委員の半数11名を充足しております。

2. 議 事

三番瀬再生推進室長 　それでは議事に入ります。これからの進行は会長にお願いしたいと存じます。

　大西会長、よろしく願いいたします。

大西会長 　それでは、先月に引き続き今月も会議を開催することになりまして、お集まりいただきましてありがとうございます。

　きょうは、議事次第にありますように、大きく四つ、「その他」を除けば三つで、最初に、恒例になりましたが、これまでの会議の結果について確認する。それから、メインであります。三番瀬再生計画の答申について議論する。それから幾つか報告事項がありますので、その報告を受けるということにいたします。

(1) 第1回から第5回再生会議の結果について

大西会長 　では、はじめに、再生会議のこれまでの結果について、事務局から報告してください。

三番瀬再生推進室長 　「次第」の1ページをめくっていただきますと、資料No-1「第1回から第5回までの再生会議結果」がございます。第1回から第4回までは今まで報告が済んでおりますので、前回の第5回に関して確認させていただきます。

　7ページをお開き願います。「第5回会議」というのがございます。第5回会議で何が行われたのかという内容が書いてございます。

　第4回で諮問を受けた再生計画　基本計画素案ですが、それについて議論を行った。次回の会議はきょう6月16日とする。個別の審議内容については以下のとおりということで、第1回から第4回の再生会議の結果について資料に基づき確認いたしました。

　報告事項につきましては、三番瀬フェスタ「『サンフランシスコ湾計画』にまなぶ国際シンポジウム」の開催結果について、大野委員から報告がございました。平成17年度の三番瀬自然環境調査について、平成17年度市川泊地・航路の維持浚渫工事について、それから三番瀬漁場再生調査事業について、資料に基づき県から報告を行いました。

それから、三番瀬再生計画について、前回諮問のございました基本計画素案について、各委員及び県民等からの意見をもとに議論が行われました。

会長さんによるまとめですが、

- (1) 基本計画素案に対する修正は必要不可欠な点に限定する。
- (2) 具体的な答申は「ここをこのように直すこと」という意見を出すこととし、全員が一致したものとする。
- (3) 全員が一致したものであっても、事業計画・実施計画の中で記述すればよいものは事業計画、実施計画の中で取り扱う。
全員が一致しない点については、こういう意見があったということ記録して、個別の検討委員会、事業計画においてその意見が意見として継続されるように扱う。
- (4) 答申原案の作成は、吉田副会長を中心にお願いしたい。
- (5) 次回の再生会議（きょうでございます）の1週間前までに答申原案を各委員に配付し、次回（今回）答申原案に基づいて議論する。
- (6) 県民からいただいた意見は答申原案の作成に参考とする。

という内容でまとめられたということでございます。

以上でございます。

大西会長 どうもありがとうございました。

以上のまとめについて、何かコメント、ご意見ありましたら、よろしいでしょうか。

(2) 三番瀬再生計画（基本計画）について

- ・ 基本計画素案に対する答申原案
- ・ 答申原案に対する意見
- ・ 答申への付帯意見
- ・ 再生計画案に対する委員からの意見への対応表
- ・ 再生計画案に対する県民からの意見

大西会長 それでは、それを受けて再生計画の諮問案について議論するということですが、さっき前回のまとめの中で、こういうふうにして答申案をつくっていこうという確認をした中で「全員一致」という言葉が2回出てきますが、これは再生会議の意思決定の仕方、特に多数決で決めるということが明記されていないので、全員が合意するということを重んじて議論を進めていこうと。少し時間がかかる可能性もありますが。ということが趣旨になっています。したがって、全員一致、1人でも反対したら動かないのかということになると大変難しい問題になりますが、あまり厳密には考えずに、概ねの合意を見てという一般的な再生会議の進め方と同じ趣旨だというふうにご理解いただきたいと思います。

再生計画案、この分厚い円卓会議が出したものに基づいて諮問案がつくられているので、特に円卓会議に参加されていたメンバーにとっては比較的なじみやすい文章とか考え方が出ていると思いますが、この再生会議から参加された委員の方もいらっしゃる、その方は、円卓会議についてはお読みになっていると思いますが、議論には直接加わっていない

ので、この中で行われた議論について責任を分担するというにはなっていないわけです。したがって、もちろん円卓会議がつくった案とは別に自由に意見を出していただくことが必要というか、そういうことは可能なわけでありまして、現に、結果としては、新しく参加されたメンバーの方からいろいろな意見をいただいて議論が進められてきたということも実態としてはあると思います。そのことについては非常に尊重して、新たな合意が再生会議として形成されていく必要があるのだ、これまでこういう議論をしたからここはこうだよというふうに断定して進むことはできないと思いますので、出された問題について新たな合意が要ると思います。きょうも、そういう意味ではいろいろな意見が文書でも寄せられていますので、それを議論しながら合意点を探っていきたいと思います。

それでは早速ですが、前回議論をして県から出された再生計画案について、議論を踏まえて、前回の説明の中にありましたが、具体的にこのところはこう直してはどうかという非常にわかりやすい格好で答申案をつくらうということで、スタイルをご覧いただければわかりますように、いわゆる見え消し方式ですね。原文に、二重線が引いてあるのは「削除する」、下線を引いてあるのが「挿入する」ということです。削除または挿入することで文書の修正を行っています。それはお手元にあります。それから、ところどころ例えば「図省略」とか書いてありますが、その場合は本文には前と同じ図が入る、これは省略されているということです。図を本当に削除する場合は「図削除」という表現になっています。そういう場所はあるのですか。

三番瀬再生推進室長 14 ページの一番下です。

大西会長 14 ページの一番下のところが、「概念イメージ図は削除する」となっています。ここは、本体から消したほうがいいですよと県に言うということです。今までお手元に行っていたものは「省略」という表現だったと思いますが、それは残るということです。

それでは、この原案作成については、吉田さんにまとめ役になっていただき、ここまで整理していただきましたので、原案について吉田さんから説明していただきます。

吉田副会長 私から、答申原案の作成過程と具体的な内容について説明いたします。

まず作成過程ですが、資料 No. 2 「千葉県三番瀬再生計画（基本計画）（素案）答申原案」と、資料 No 2 - 2、本木さんの名前が最初に書いているもの、それをめくっていただくと3ページが資料 No 2 - 3、付帯意見と書いてあるもの、次の資料 No 2 - 4、それを対照してご覧いただきたいと思います。

先ほど大西会長からお話がありましたように、方針としては、基本計画素案に対する修正は必要不可欠な点に限定する。具体的な答申は「ここをこのように直す」という意見とすることにして、なるべく全員が一致したものにします。それ以外のものでこういう意見があったということ記録して個別の検討委員会や事業計画に対して申し送りしたいものについては、別途、付帯意見というものをつくる。そういったことでございましたので、そういった方針で行いました。

これに関しましては、資料 No 2 - 4 に、意見書で委員の方から出していただいた意見、それから第5回までの再生会議の中で委員から意見として出ていたもの、そういったものが表になっております。それに対して、第5回のときに大西会長がこのような形でコメントされたということが書いてある。県のほうでそういったものを整理していただいたわけです。それに対して対応案を、私のほうで、これは具体的には、委員の方、特に円卓会議

の報告書などをつくったときにそれぞれの章に関係した委員の方にご意見も伺いながらつくってまいりました。また漁業関係のページについては、工藤委員や中田委員の意見もインプットしていただきまして、修正案をつくってまいりました。皆様のご協力、ありがとうございます。

それでは順々にやってまいりたいと思います。必要不可欠な点に限定するというのではあったのですが、私としては、これだけたくさんの方の意見が出ましたので、入れられるものはなるべく入れていきたいというつもりでやりましたということと、迷ったときはこの「三番瀬再生計画案」に戻るということで、いろいろ文章が出て、この文字はどうだったかな、何と言っていたのかなと迷ったときは、これ（三番瀬再生計画案）をもう1回読み返して、この表現に近いところに戻すという形をとりました。

それでは、ちょっと時間はかかりますが、最初からやっていきたいと思います。

目次は、あとでタイトルが変わったところを説明しますので飛ばして、資料 No. 2 の1ページ、「はじめに」のところからです。資料 No 2 - 4 もあわせてご覧ください。

佐野委員から、第二湾岸道路や江戸川左岸流域下水道計画との整合性について、木村委員からも、習志野、船橋の道路の慢性的な渋滞と三番瀬再生計画との関連について記述すべきではないかという意見がございました。

大西会長からは、再生会議においてすべての公共事業については是非を判断することはできない、ただし県の事業あるいは県がかかわる事業が三番瀬の保全と再生に抵触しないことは当然である、公共事業の担当部門には計画段階における実施方法の十分な検討と事後のモニタリングを求めていく、というコメントがございましたので、私のほうとしましては、この中に具体的に修正はせずに、資料 No 2 - 4 の1ページ前をめくっていただいて、「知事答申案への付帯意見」というところで、「三番瀬再生計画案」というのは円卓会議の報告書ですが、この157ページに「三番瀬の再生・保全の理念に反する形で、第二東京湾岸道路の計画を行わないよう、また江戸川第一終末処理場からの下水処理水の水質が、三番瀬の海域などに影響を与えることがないように求める」ということが書いてございましたので、それを改めて要望するという形のものをつけてはどうかというのが、その対応案でございます。

次に、倉阪委員から、佐野委員の意見に関して、33ページの推進体制に、「さらに、三番瀬に関連して国・県・市が実施するさまざまな事業については、本計画の整合性が図られるよう調整してまいります」と、これは実施体制のことについて文章を加えることがいいのではないかという意見がございました。

これに関しては、答申原案のほうでは35ページですが、こういった文章を加えてはどうか。「さらに、千葉県三番瀬再生計画に含まれない三番瀬の自然環境に影響を与える恐れのある事業の実施に当たっては、基本計画との整合性の確保に努めるとともに、県以外が実施するものについては基本計画との整合性につき配慮を要請していきます。」これは35ページの最後に書いてある文章です。

次に、木村委員から、再生会議として主体的に意見を発信していくべきではないかという意見がございました。川口委員からも同様なコメントがあったと思います。

大西会長からは、三番瀬のことは韓国などでも知られており、それ自体がメッセージとなっているということで非常に大事なものであるというコメントをいただきました。

これに関しては、この中で県が主語で書いてきますので、「再生会議として」という主語がこの中に入るのはちょっと難しいことから、3ページの「付帯意見」のところに、「このたびは、三番瀬再生会議第一の任務である知事からの諮問事項への答申をとりまとめましたが、今後も必要な場合は、再生会議として三番瀬の再生に関する意見を、随時、知事や県民に発信してまいりたい」ということを入れてはどうかと思っております。

なお、これは私の名前が書いてありますが、最終的にはこの付帯意見は再生会議の名前をつける文章となるものでございます。

横長の表の5ページをご覧ください。

「はじめに」のところで、工藤委員から、字句修正で、「再生の目標として……5つの項目を定め……『再生に向けて講ずべき施策』に係る事業については、今後……」とずっとありまして、「……とりまとめることとします」だけではなくて、「……とりまとめて立案の上、第3章に述べる方法に従って実現を図ります」という修正をいただきました。

この「はじめに」のところは、続けてどういう意見があったか、上から順に申し上げます。

この部分につきましては、17行目にも意見がございました。後藤委員からの意見で、「県が主体となった事業を中心に」ということだったのですが、「県が主体的な役割を担い、国、市川市、船橋市、習志野市、浦安市、県民、地域住民、漁業関係者、環境団体・NPO、その他関連する地域と連携して」ともっと具体的に書くべきではないかという意見がありました。

また、倉阪委員からも同様、ここに関しては県が地域的な見地から市町村を調整するような役割を果たすべきで、そういった文章を入れるべきであるという意見がございました。

佐野委員からも、三番瀬の再生というものは流域4市の協力なくしては実施できないということで、各市が行う事業についても県の再生計画を尊重していただきたい、そういうことを明記していただきたいと。

工藤委員からは、「県以外の事業を見越した包括的取り扱いや、市町村、住民、NPO、事業者等との連携・協働について」、これは必要ないでしょうというご意見でした。

同じく「はじめに」の1ページ、後藤委員から、徹底した情報公開と住民参加を入れてほしいと。

竹川委員から、「三番瀬再生計画案及び条例要綱案をもとに」というのをに入れてほしいと。

以上の意見がございました。

これに対する対応案ですが、縦長の資料 No. 2 の1ページをご覧くださいと思います。

まず工藤委員からの修正案については、「長期目標」と書いてありましたが、これは再生計画案を見ると、「三番瀬の再生の目標」という言葉が使われておりますので、「再生の目標」というものが長期目標ですので、これは再生計画案の標記に戻しまして、「再生の目標として(1)(2)(3)(4)(5)の五つの項目を定め」というふうに修正する。

このページの下の方ですが、「県以外が行う事業についても必要な協議・調整を行います」というまとめ方をします。

これに関連して、このページには「はじめに」は入れないのですが、35ページ、後藤

委員から意見があった部分については、「県ではこれまで以上に国や市川市、船橋市、習志野市、浦安市との連携を深めるとともに、徹底した情報公開と住民参加のもとに」という言葉を入れる。

このページの8行目の部分、「関係者が互いの立場の違いを理解しつつ、再生の目標を共有し、協力し合いながら三番瀬の再生に取り組めるよう努めます」とするということです。

竹川委員の意見の部分ですが、条例要綱案というのは三番瀬再生計画の中に入っているものですので、あえてここで「及び」という形でもう一つ入れるという修正は行わなくていいのではないかということです。

2ページは基本計画の図ですので、これは特に修正はございません。

3ページの「第1章 三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針」の「第1節 背景」の部分について。

ここについては、三番瀬の歴史、かつての三番瀬がどのような環境であったかという記述が少ないという意見が佐野委員からございました。

また、清野委員からも、歴史的な経緯、過去の調査などが抜けていると思うという意見がございました。

工藤委員からは、それに対しては、第1章に明記されているので触れる必要はないでしょうという意見でした。

これに関して、清野委員に、円卓会議の報告書の中では歴史的な部分を書いていただきましたので、修正案をつくっていただきました。それは、「また、三番瀬周辺においても同時期に埋立てが進み、工業化や都市化が進んできました」という部分を削除して、「三番瀬は、東京湾湾奥の江戸川河口域に位置し、豊かな沿岸生態系を有していました。そして、江戸時代以降、三番瀬周辺は漁村、港町として大きく発展してきました。戦後の大規模な埋立てや後背地の都市化により、三番瀬と周辺の環境が大きく変わりました」という言葉を入れる。それから、ちょっと下のほうになりますが、「これらにより自然環境の悪化が起きました」というのを削って「現在の三番瀬は、開発前の環境とは大きく異なるものの、かつての東京湾の自然環境の多様性を保っている貴重な干潟・浅海域となっています」という言葉をそこに入れる。つながりが悪くなりますので、「その後」という文字を消す。それが歴史関係に関する修正案です。

次に、後藤委員から、9行目、「一方で、埋立てにより潮流の変化及び河川等から供給される……」という部分がありましたが、この部分について、「埋立により河川から供給される」というのが原文だったのですが、潮流の変化ということが重要なので入れたほうが良いという意見でした。これに関しましては、再生計画案のほうでは、「波・流れが変化し」というふうに、「波」「流れ」という言葉、両方必要だということで、「波・流れが変化し」という言葉に修正するというのがこの修正案です。

佐野委員からは、砂質化が進んでいること、猫実川河口が泥干潟として貴重であることを明記すべきであるという意見がございました。これに関して大西会長から、泥干潟（猫実川河口）については、円卓会議案を踏まえつつ、今後、さらに細部を詰めた事業計画として諮問され、重要事項が報告される場面で議論できるので、基本計画に曖昧さを残して書くこととする、というコメントでございまして、今回はこの部分についてはあえて修正

はしないということにいたしました。

やはり佐野委員から、19行目、県では「提案された三番瀬再生計画案をもとに」ということでしたが、それを「最大限尊重して」というふうにしたいと。これに関しては、県のほうから、知事は現在「もとに」と発言しているということが前回あったと思いますが、ここに関しては、県は「もとに」と言っているわけですが、再生会議としては尊重していただきたいということで、それを生かすために、3ページの「付帯意見」のところで、「知事は、本答申を受けて三番瀬再生計画（基本計画および事業計画）を策定するにあたり、2004年に提案された三番瀬再生計画案を最大限尊重していただきたい」ということを付帯意見として入れることにしてはどうかという案でございます。

それから、川口委員の表は、短期目標と長期目標の表、7ページの表あたりのことですかね。ちょっと場所は違ったかもしれませんが、川口委員から、具体的な定量的な数値あるいは目標年次といったものを示すべきであるということがございました。これに関しては、米谷委員から、いい図は入れたほうがいいということがありましたが、再生計画案の48ページに、目標年次というのではないですが、大項目、中項目ということで長中期的に達成する事項が書いてございまして、その中で具体的にまずやっていくこと、再生のための第一歩としてやっていくこと、それから時間がかかり合意を図りながら進めていかなければいけないこと、そういった形で、時間軸あるいは年次計画というのとは違いかもかもしれませんが、具体的な方向性を議論したものが出ているわけですので、再生計画案の中の1章2節の最後、8ページにこれを入れてはどうかということが今回の修正案です。

戻っていただきまして、4ページ、5ページは図でございます。先ほどの米谷委員の意見などもありまして、これはわかりやすいのではないかとございまして。

6ページは「第2節 再生の目標」です。

私から申し上げた意見の部分ですが、「長期目標」というところを「三番瀬の再生の目標」にしたということです。

川口委員から、護岸と防災という観点の議論が必要だという意見がございました。

工藤委員からも、防災に配慮した文言を挿入すべきでしょうということがございました。

これにつきましては、15行目に「三番瀬の干潟の再生、水循環の健全化及び後背湿地の再生に取り組むとともに、防災に配慮しつつ、失われている『海と陸との連続性の回復』を目指します」という言葉を挿入してはどうかという案でございます。

次に、後藤委員から、現在の三番瀬では干出する干潟は少なくなっているが、浅海域も非常に重要なので、「干潟、浅海域を保全する」というふうに「浅海域」を挿入してはどうかという提案で、これについてはそのまま提案を受けまして、「現在残っている干潟・浅海域は保全するという原則に立って」というふうに直しました。

佐野委員から、18行目、「周辺の埋立て、青潮の発生等により」に「大雨時の江戸川放水路からの淡水放水」ということを入れてほしいということでした。これにつきましては、修正案としては、「周辺の埋立て、青潮の発生、洪水時の淡水流入等により環境の変化に対する回復力が弱まっていることから」という修正をしてはどうか。

やはり佐野委員から、科学的知見というのを漁業者の経験的知見に加えてほしいということです。これにつきましては、「漁業者の経験的知見及びその他の科学的知見を生かした中で」と挿入してはどうかという案でございます。

後藤委員から、親水性の向上だけではなくて、パブリックアクセスの向上も入れたほうが良いということですので、「親水性及びパブリックアクセスの向上」といたしました。

7ページです。先ほど私は先取りして言ってしまいましたね。米谷委員の意見は、この表の代わりに「再生計画案」48ページの方向性の表を入れたらどうかということでした。これは8ページに入っているものがそれです。ただし、この中には、干潟の造成案、放水路からの自然な土砂の流入とか、境川の淡水導入とか、かなり思い切った円卓会議のときの委員の意見が書いてございます。これが全部合意ができていくかということ、そうではないので、これは参考図ということで三番瀬の再生の方向性として「三番瀬再生計画案」の48ページから引用という形で入れることにいたしました。

工藤委員からの見出しを変えるというのも、これはそのとおり踏まえてございまして、82年、85年頃の漁業生産性の復活を載せておかれたらよいかと存じますという意見がございました。

それから、私のほうで、「環境の持続性及び回復力の確保」のイメージというところで、「東京湾の水質が改善され、青潮の心配がなくなった三番瀬」ではなくて、「環境の急変に対する回復力が確保された三番瀬」ではないでしょうかという意見を出しましたが、これは県のほうとしてはあくまでも「心配がなくなった」というところを長期目標にしたいということでございますので、その意気は買いまして、これはそのままにいたしました。

次に、9ページ、「第3節 再生に当たっての進め方」でございます。横長の表は9ページです。

ここについては、竹川委員からたくさん意見が出ております。再生の方向性を書き込むべきである。干潟を中心とした三番瀬の環境をできる限り復活するという視点に立つこと。まちづくりに当たっても、三番瀬に干潟・浅海域が成立する条件を整備する方向で行われること。かつて生息していた生物種を回復するとともに、三番瀬海域の生態系、すなわち生態系の要素である水循環、流砂系、食物連鎖、物質循環が動的なシステムとして機能すること。ラムサール条約の締約国であるので、2002年の締約国会議において採択された「湿地復元の原則とガイドライン」に沿ったものであること。それを入れることというのがございました。

それから私のほうから、「順応的管理及び漁業者の経験的な知見の活用」というのが最初だったのですが、順応的管理というのは、予防的な態度を取って予測したりしてから、後から行われることですので、順応的管理は2のほうにもってきたほうがいいたろうと。知見については、科学的な知見と漁業者の経験的な知見、両方が必要だという言い方を1に持ってきたほうがいいたらうと思ひまして、そういう意見を申し上げました。

後藤委員からは、専門的知識を有するものだけではなくて、調査・観察を行っている者の協力というものも大事であるという意見がありました。

中田委員からは、漁業者の経験的な知見の活用とともに、これまで蓄積されたデータの適切な解析、利用をうたっておく必要があるという意見がございました。

佐野委員からは、順応的管理の中で、計画の見直し及び中止ということが予防的な態度として必要ではないかということがございました。

後藤委員からは、NPO以外に特出して環境団体というのを書くべきではないかという意見がございました。

これに関しては、第5回のときの大西会長のコメントがございまして、竹川委員の意見に関しては、この意見に基づく修正は非常に難しいのではないかと。佐野委員の意見に関しては、中止については見直しの中に含まれるのではないかと。後藤委員の環境団体については、NPOに含まれるのではないかとというコメントがございました。

これらを踏まえまして、これは大幅に書き直されているわけです。

タイトルとして、1番目は「科学的な知見及び漁業者の経験的な知見の活用」といたしました。目次のほうもこれは変わっていると思います。その中身としては「……地域の自然環境に関し専門的知識を有する者等の協力を得て、自然環境に関する事前の十分な調査を行うとともに、これまで蓄積されたデータを適切に解析し、得られた科学的知見を活用します。」といたしまして、順応的管理の記述は削除しました。

2番目は「予防的態及び順応的管理」というタイトルにし、最初の部分を「自然環境の再生に向けての科学的知見の蓄積に努めますが、必ずしも十分でないこと及び事業の実施に伴う影響予測には不確実性が伴うことから、不可逆的な影響をもたらすおそれがある場合は、予防的態に基づいて、必要に応じた見直しを視野に入れた事業や計画とします。また、自然の回復力を人間がサポートするという考え方に基いて、再生の目標に向かって少しずつ手を加えながら、自然がどのように変化するかを十分観察・記録し、そのつど検討を加えながら計画を手直しする順応的管理の原則に立って三番瀬の自然再生に取り組みます。」という言葉にいたしました。これは、予防的態もそうですが、順応的管理ということが難しいことから、これは再生計画案の中で確か磯部先生が書かれたものと覚えていますが、そういう説明が書いてありましたので、その言葉が非常にわかりやすいと思ひまして、この言葉を生かしてこの文章にいたしました。

3番目に「賢明な利用」です。三番瀬の利用に当たっては、生態系の特性を維持できるような方法で、現世代の利益のみならず、次世代に引き継ぐ財産として、長期的な視点に立った賢明な利用の原則に基づいたものとなるよう努めます。」といたしました。これは具体的には書いてないのですが、これはラムサール条約締結国会議の中で採択された「賢明な利用」の定義がございまして、その文章をこの中に生かしております。

たくさんの意見がありましたので全部反映できていない部分もございしますが、これが第3節に関する修正案でございます。

次に、11 ページ、「第4節 東京湾の再生につながる広域的な取組」でございます。横長の表では10 ページです。

工藤委員から、東京湾が湾外との海水交換が乏しいということについては、他の国内の湾に比べるといいということで、不正確な表現になってしまうというコメントがございました。

清野委員からは、緊急的には、三番瀬の前面と連続する海域、自分たちの前面の海域自体が東京湾全体にも影響を与えているという自覚を持った上で、流域や沿岸のほうにも協力を呼びかけていくことが必要であるという意見がございました。

これに関して修正意見としては、「閉鎖性海域である東京湾は、河川等を通してもたらされる赤潮・青潮の発生原因である汚濁負荷等が湾内に溜まりやすい特性を有しています。」という書き方にしてはどうかと思います。「また、陸と海との相互の関わりについては、『森は海の恋人』といわれるように、水源のかん養、栄養分の供給等の機能を有する

森林の保全が海の環境や生態系の保全につながるという認識が全国的になされるようになってきました。」。その先非常に細かく北海道や宮城県の例が書いてあるのは、「森は海の恋人」というのが出てきた地域のことが書いてあるのですが、千葉県のことを書かずにそういったところが書いてあるのはちょっとバランスがおかしいということもございまして、この辺はこういった書きぶりに直したということでございます。

それから、三番瀬について見ても、「三番瀬に流入する河川及び陸域からの汚濁負荷の低減に取り組むとともに」という言葉を含める。このことから、「県として、三番瀬の自然再生を進めるとともに、国をはじめ東京湾に流入する河川の流域や東京湾周辺の自治体等と連携を強化した広域的な取り組みを目指します。」と、「県」という主語を入れて明確にしたということでございます。

次に、13 ページ、「第 5 節 計画・交流区域」に参ります。横長の表は 11 ページです。

後藤委員から、「三番瀬に直接流入する河川、江戸川放水路、行徳内陸性湿地」を加えるという意見がございました。

これに関しましては、多分、「陸域」と書いていたので水面が入らないと読めてしまうということかと思いますが、これに関しては、181 km²の中にはそういった中小河川も含んでいるそうです。(1) が海域に対して、「陸域」と書いてしまったことでちょっと誤解がありましたので、「三番瀬に接する浦安市、市川市、船橋市及び習志野市の区域」といたしました。この区域には、後藤委員が指摘されるような区域が含まれております。

14 ページ、「第 2 章 三番瀬の再生に向け講ずべき施策」に参ります。

「第 1 節 干潟・浅海域」です。

佐野委員から、猫実川の岸辺や河道の湿地化、干潟化についてどこかで触れるべきというご意見。さらに佐野委員から、「……さらに、現在一部堆積傾向の場所があるものの、地盤高の低下により大部分の干潟がなくなり……」とするという意見。

蓮尾委員から、「埋立てにより後背湿地が消失し、海域が狭められ、大部分の干潟がなくなりました。さらに地盤高の低下により、大部分の干潟がなくなり」というのは正確でない、まず埋立によって大部分の干潟がなくなって、それから地盤高の低下によって浅海域化が進んだという書き方にすべきという意見です。

竹川委員からは、「まず第一に、これ以上浅海域を狭めず、保全ゾーンとされた海域の豊かな生態系に手を加えないなど、現存する干潟・浅海域の保全、維持を優先させなければなりません。」という言葉の挿入、それから、「背後の都市活動の影響を和らげ」という言葉の挿入、「河川からの土砂供給」という言葉の挿入という意見。

佐野委員から、図が消してあるのでわからないのですが、前に入っていた図はあまりふさわしくないのではないかとということで、淡水湿地や河川や海とつながったイメージとすべきという意見がございました。

このページについては、まず「地盤高の低下により大部分の干潟がなくなり」というのは誤解があるということで、「地盤高の低下により干潟の浅海域化が進みました」という言葉に替える。それから、下のほうですが、「三番瀬の水循環を健全化し、河川等からの土砂供給を回復させ」という言葉を入れる。イメージ図については削除する。そういう修正案でございます。

次に、15 ページの「第 2 節 生態系・鳥類」についてです。

竹川委員から、カキ礁について、この際荒らされないうちに特別保護区域として管理する必要があると思いますという意見。

佐野委員から、「現在残る干潟を保全しながら」という言葉を入れるという意見。

蓮尾委員からは、具体的な修正案がございました。それから、写真がキアシシギではなく間違っているということで、それは修正するという事です。

そういった意見が 15 ページにございまして、最終的には、主に蓮尾委員からの修正の部分ですが、「干潟環境に依存して生息する水鳥類、魚類、底生生物や水生植物の中には姿を消したのがあります。また、種類数の減少以外にも、個体数の減少または一部の増加傾向等、生息状況が大きく変わったものもあり、生態系も変化しています。それでもなお、三番瀬には多様な自然環境が存在し、水鳥をはじめとする多くの生物が生息しています。このことから、これらを損なうことなく保全し、かつての健全で豊かな生態系の回復や、干潟に特有な生物の復活を図り、生物多様性を高め、様々な生物種が安定して生息できるようにすることが重要です。そのため、現在残る干潟的環境を保全し、さらに多様な環境の復元を目指すとともに、行徳湿地や河川等と三番瀬の連続したつながりの回復を目指します。」という文章に替えるという修正でございます。なお、下の写真は適切なものに替えるということで、今、新たなものを入れていただいています。

16 ページも、写真を差し替えということです。

17 ページ、「第3章 漁業」の部分です。

中田委員から、漁業の果たす役割について積極的に書いたほうがいいと。

工藤委員からは、繰り返す必要はないでしょうという意見でした。

中田委員からもう一つ、漁業の書きぶりを、資源管理と近年の世界の趨勢である生態系管理を踏まえた漁業管理を三番瀬で講ずべき施策として位置づけるという意見がございました。

後藤委員からは、地産地消の考え方、三番瀬ブランドの確立、三番瀬で取れる魚介類の新たな加工品の開発等の施策を入れてほしいという意見。

中田委員から、「99 年以降の三番瀬のアサリ漁獲量、ボラ、カレイ等の漁獲量は極端に低迷している。しかし、1976 年以降、海岸線に大きな変化はない。」、そのようなここに書いてございますような意見がございました。

それを反映させるということで、5 行目ですが、「また、ノリやアサリ等を生産することで水域に流入した窒素・リンを取り除くこととなるため、東京湾の水質の浄化に役立ちます」という言葉を漁業の役割として書き込むことにしてはどうかという意見です。

次に、その下のアンダーラインの部分ですが、「さらに、ノリやアサリの生産の不振は三番瀬の持つ水質浄化能力を低下させるという悪循環を招き、漁業の不安定化に拍車をかけると考えられます。」という言葉を挿入する。

それから、後藤委員の意見の部分ですが、「漁業基盤の整備、漁業者と消費者を結ぶ『千産千消』の推進等に取り組み、漁業の振興を目指します。」。ただし、この「千産千消」という言葉が、千葉県以外の方には「何だ、この字は間違っているな」と思っている人も多いかもしれませんが、これは千葉県産の新鮮でおいしい安心・安全な農林水産物を県内の皆さんに消費していただくことを、千葉県の「千」を使って「千産千消」と千葉県で推進しているということですので、こういう言葉を注釈を入れた上で入れようと

いうこととさせていただきます。

それから中田委員の意見の部分につきまして、平成 15 年データをつけ加える。ボラは、現在、主な漁業対象となっていないことから、データからは除く。そういった修正を行うということとさせていただきます。

19 ページ、「第 4 節 水・底質環境」についてです。横長の表は 13 ページの下のほうです。

蓮尾委員から、やはりこれも同じですが、地盤高の低下による広大な干潟の消失は事実として違うということとさせていただきます。

佐野委員から、「生活雑排水等による富栄養化は青潮の発生を促し、」に「浚渫窪地、航路等の存在」を挿入するという意見。

米谷委員から、水質改善について、下水処理のあり方を入れてほしいという意見がございました。

これについての対応案ですが、最初は、「地盤高の低下」を取りまして、「臨海部の埋立て等による広大な干潟や後背湿地の消失、内陸部での水田・水路の埋立てや小河川の排水路化等によって」という書き方に直す。

生活雑排水のところについては、「生活雑排水等による富栄養化や浚渫窪地等の存在は青潮の発生を促し、三番瀬の生物に悪影響を与えています。」と挿入する。

それから、「海域をこれ以上狭めないことを原則とし、多様な水・底質環境の回復、流入河川等の汚濁負荷の低減による水質改善等を進め」という言葉を挿入する。

20 ページは図でございますので、21 ページに参ります。

21 ページ、「第 5 節 海と陸との連続性・護岸」。横長の表は 14 ページです。

佐野委員から、「変化に富んだ自然な水際線を取り戻しながら」という言葉を入れるという意見がございました。

工藤委員からは、23 ページ、25 ページにも関連しますが、防災上の配慮を追加すべきでしょうというご意見。

竹川委員から、「三番瀬の再生は“生物多様性”と“海と陸との連続性の確保”がキーワードですから、護岸問題も防災と景観だけでは不十分です」「自然環境を相手にした順応的護岸づくりについては、県が主導的に海側から見た総合的、技術的な指導と財政的措置を考えるべきでしょう」という意見がございました。

これに関しては、「護岸検討委員会が近々立ち上がる見込みであり」と書いてありますが、立ち上がっておりまして、基本計画でどう書くかということがございますので、それを踏まえるということで、基本計画素案の修正はしないということにいたしました。

米谷委員の意見を言うのを忘れてしまいました。最近の動向として、沿岸陸域の宅地化、マンション化などの意見がございました。これについても同様でございます。

22 ページは写真で、23 ページ、「第 6 節 三番瀬を活かしたまちづくり」に移ります。横長の表では 14 ページの下のほうです。

佐野委員から、「陸域での湿地再生を行うなど」、「市川塩浜駅周辺、塩浜護岸から」、「ふなばし三番瀬海浜公園のあり方を検討するなど」というのを挿入するという意見がございました。

竹川委員から、「県の役割として、三番瀬関係 4 市を海側から演出する方策、同じく陸

域で三番瀬を活かしたソフト面での行事企画で果たせる主導的役割がある」というのを加えるという意見。個別の市がいろいろと計画されていると思うが、これをどのようにしてまとめていくのか、県が立てる計画としてどうまとめるのかという戦略についての意見。

村木委員からも、同じように、個別の市、NPOは地権者とどのような連携を図っていくかということを書き込んだほうが良いという意見。それから、景観に関して、三番瀬にふさわしいものにどういうふうにしたらいいのかという意見。

後藤委員から、「パブリックアクセスの向上」について弱いという意見。

本木委員から、船橋に関して、三番瀬海浜公園を核とした人と自然が共生するまちづくりというのを書くべきであるという意見。

これに関して、確かにたくさんございまして全部対応できていないのですが、船橋市については、県と船橋市で調整を図っていただけないかということでしたが、船橋市としては、市として掲げているのは「海を活かしたまちづくり」というこのキャッチフレーズなのでこのままで行きたいということで、現在そのままとなっております。

24 ページは写真です。

25 ページ、「第7節 海や浜辺の利用」に関しては、特段、修正意見はございませんでした。

26 ページ、「第8節 環境学習・教育」につきましても、特段、修正意見はございませんでした。

27 ページ、「第9節 維持・管理」に関して。

工藤委員から、谷津干潟のような特定の水面を除けば、漁業権が免許されている三番瀬の維持・管理は漁業者によってなされてきましたということで、幾つか漁業権漁場のことについてご指摘いただきました。

後藤委員から、9行目以降ということで、「漁業者はもとより」と「漁業者」を入れたほうが良いのではないかという意見。それから、「三番瀬および周辺海域の水質、水質汚染等の環境変化をただちに察知できるモニタリング体制と早期対応を実施できる体制の確立を目指します。」というのを入れてはどうかという意見をいただきました。

これに関して、書きぶりですが、まず1、2行目のところで、「三番瀬は埋立て等が進み、地形や生態系が大きく変化した現在までも大部分が漁場として活用され、持続的生産の維持・努力が払われてきました。その結果、かつての豊かさはありませんが、多様な自然環境が残され、多くの生物が生息しています。」という言葉を入れます。それから「漁業者はもとより」という言葉を入れます。最後に、「三番瀬及びその周辺海域の自然環境のモニタリング体制を確立し、環境の変化に対応できる体制を目指します」という言葉を入れますというのが修正意見です。

28 ページ、「第10章 再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進」についてです。横長の表の16ページです。

佐野委員から、ラムサール条約の登録の推進についてもう一步踏み込んだ表現ができないかという意見。それから、やはり佐野委員から、ミヤコドリ、スズガモ、コアジサシなどの写真を挿入してほしいという意見がございました。

これにつきましては、基本計画案の中でこれを県のほうがどうするかということですので、会議としてはこうしてほしいということで、横長の表があるものの3ページに戻って

いただきまして、「三番瀬再生計画案に、『市民生活や漁業活動との調和をはかりつつ、ラムサール条約の登録に向けて早期に関係者の合意を形成していきます。』（147 ページ、162 ページ）と記述されていることから、知事はこの実現に向けて、最大限の努力をしていただきたい」という付帯意見をつけてはどうかということでございます。

写真につきましては、入れられるものは入れていくということです。

30 ページ、「第 11 節 広報」につきましては、特段、意見はございませんでした。

31 ページ、「第 12 節 東京湾再生につながる広域的な取組」について。

工藤委員からは、江戸川放水路の放流の影響をことのほか強く受けておりますのでという意見がございました。

後藤委員から、三番瀬の再生とともに、三番瀬に直接流入する河川及び陸域からの水質汚濁を軽減する先駆的なモデルを自ら確立するということを書くべきだという意見がございました。

工藤委員からご意見があった中に、国交省と市川・行徳及び南行徳漁協の協定があるのではないかということでしたが、これについては、協定は締結されていないということでございます。だからというわけではないのですが、ここについては特段修正はしない。

後藤委員の意見の部分は、次のように修正するということです。11 ページ、既に修正しましたけれども、「三番瀬に流入する河川及び陸域からの汚濁負荷の低減に取り組むとともに」というのを入れるということです。

最後です。34 ページ、35 ページをご覧ください。「第 3 章 三番瀬の再生の推進方法」。「第 1 節 事業の進め方」と「第 2 節 推進体制」のところです。

倉阪委員から、事業計画（これは基本計画です）の策定の仕方というものが基本計画の中に抜けているという意見がございました。

工藤委員から、Plan、Do、Check、Actionの図は、グルッとサイクルになっているのはどこから始まるのか、そういうところがはっきりしないということで、書き直すべきではないかという意見。

大野委員からは、この計画がよくてもチェック体制が機能していないのではだめだという意見がございました。

これに関しては、倉阪委員に関しては、基本計画案のところを「事業計画は、本基本計画に基づき円卓会議の『三番瀬再生計画案』を踏まえて策定するものとします」という言葉を挿入するということです。図のほうは、「Plan」の上に「三番瀬再生計画」を枠で囲って入れることによって、ここからスタートするのだと。

大野委員のことは具体的に対応していないのですが、再生会議はCheck機能を果たすのだということを確認したいということです。

35 ページについては、既に説明したとおりでございます。

以上、説明が長くなってしまいましたが、皆さんからいただいた意見に対する対応は以上でございます。

なお、県民からの意見についても対応していないわけではなくて、全部拝見しながら、なるべく対応するように努力したつもりでございます。

以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。

吉田さんに取りまとめていただきましたが、その過程で、倉阪さん、清野さん、あるいは意見を出していただいた方には、文案をつくるのに協力していただいたり、いろいろお手伝いいただいて、短期間でかなり膨大な作業をやっていただきまして、改めてお礼申し上げます。

いま説明していただいたことできょうの答申原案という資料ができています。これからこれについて意見交換をしていくこととなりますが、既に委員の方には事前に答申原案をお送りして、意見を寄せていただくようお願いしました。その結果、お手元にありますように、4人の方から文書でいただいております。

進め方としては、この文書でいただいたものを軸に検討したいと思います。その過程でもし関連してご意見があれば、もちろんご発言いただくことにしたいと思います。それから、ここで文書でいただいている意見以外の点について意見があるという場合には、それが終わった後で意見をいただきたいと思います。あるいは、非常に関連していれば、そのときにほかの場所だということでご意見をいただきたいと思います。そういう進め方でいきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長　いま吉田さんが説明してくれた冊子「資料 No - 2 - 2」の一番表側に、本木さんからの意見を筆頭に綴ってあります。それから、別紙で、資料 No - 2 - 2 の追加分ということで川口さんから意見をいただいています。本木さん、竹川さん、木村さん。そして吉田さんの意見は、全体の付帯意見にしようということですので、これは後で諮りたいと思います。委員の方4人からです。

本木さんと木村さんは一つの点にそれぞれ意見を集約されているので、まずこの2人から議論して、竹川さんと川口さんは何点かにわたっていて、その何点かは箇所が一致しているところもありますので、順次ページを繰りながらこのお二人の意見について議論したいと思います。

最初に本木さんの意見ですが、私のほうで要約させていただきますので、もし趣旨が違っていることがあれば補足していただきたいと思います。

これは、皆さんにお配りしてある答申原案の23ページ、いま吉田さんの説明にもありましたが、「3. 船橋側では、海を活かしたまちづくり」という書き方があまりにも短いのではないかと、もう少し書き加えることができないかという趣旨です。

これは、「船橋側では、ふなばし三番瀬公園を核とした人と自然が共生するまちづくり」という書き方ではどうかというご提案です。理由が書いてありますが、前回もこれはご主張されたので、あえてここで繰り返しません。

それで、私のほうで、ちょっと僭越かもしれませんが、船橋市のほうでどういうふうにも三番瀬に取り組んでおられるかということ、船橋市が出している基本構想、基本計画を拝見して確認してみたのですが、25ページにわたる基本構想、基本計画、14年につくったものですが、その中で「三番瀬」という言葉が20回登場します。非常に三番瀬を重視して計画がつけられていることが、これからもわかります。その中には、いろいろな点、ラムサール条約と一緒に書かれている場所もあります。ですから、船橋市が、三番瀬を活かしたまちづくり、あるいは三番瀬の広い意味での改善・再生ということに非常に関心を抱いておられることはこれからもわかるわけで、そういう意味ではこのくらいの踏み込み

方、あるいはこれでも行数が足りないくらいだと思うのですが、どうも慮ると、これは各市に言えることですが、市がこの三番瀬再生会議にどういうふうに関わるのかということについて、きちんとした合意というか、率直に言えばやや不信感も存在しているのではないかという感じがするわけです。それは一つには、市がいろいろ考えておられる計画がそれぞれ三番瀬に関しておありと思いますが、それとは違うことがここで一方的に細かく見れば議論されたりすることがあるのではないかという心配、懸念が一つある。もう一つは、いろいろここで事業が書かれたことについて、あるいは事業まで行かなくてもいろいろなことが書かれると、地元市として全部それを引き受けてやらなければいけないのではないかという、少し強い言葉で言えば、押し付けられる恐れがあるのではないかという懸念があって、趣旨は賛成でも距離を置きたいというようなお気持ちもあるのではないかと、これは勝手に推測するわけです。

そこで、23 ページをもう1回眺めてみると、上のところに、1、2、3、4に入る前に「このことから、市や住民、地権者、NPO等と県が適切な役割分担のもと協力・連携して」というふうに書いてあって、少なくともこの1、2、3、4については、役割分担、連携してまちづくりを進めていくということで、例えば「船橋側では」と書いてあるからといって船橋市がこれを担当するというのではないというのが非常に明瞭に読めるのではないか。おそらく皆さんもそういうふうに読まれたのではないかと思います。

そういうことを踏まえて、船橋市はオブザーバーできょうはお見えで、お尋ねするのですが、この本木さんの案でいかがでしょうか。

船橋市 今、大西会長から、いろいろ船橋のことについて、基本構想についても触れていただきました。私どもとすれば、この部分「海を活かしたまちづくり」という部分ですが、これは市だけのまちづくりではないのではないかと。特に皆様ご存じのように、本市の臨海部は県が大きくかわる事業があるのですね。人工海浜であったり、海浜公園の用地等であったり、そういうものがあるわけでございます。そういう中で、私どもとすれば、これは県の計画でもございますし、同じように県として目指すべき方向を示していただくのであれば、私どもとしても基本的に先ほどおっしゃられたような形で反対するものではなくて、記述内容も調整ができるのではないかと考えています。

大西会長 ということで、きょうはこれを初めて公式の場でお見せしたことになりますので、本木さんの文章どおりでいいかどうか検討の時間がかかるのかもしれないので、基本的にはこういう格好で少し記述を補うということで、文言については、今まで市とは県のほうで調整してきていただいていますので、調整していただくということでいかがでしょうか。

本木委員 ありがとうございます。

これは字面がどうか、あるいは表現がどうかという以前に、基本計画の中に占める各市の位置づけをどういうふうにするかという問題になろうかと思います。「推測もあるけれども」というふうに会長がおっしゃったその部分は、私も同じような受け取り方をしております。特にご意見の15 ページに村木委員、あるいはその前には倉阪委員も、あるいは佐野委員も、視点は若干違いますけれども、この部分について、つまり各市が持っている基本計画といま提案されている県のこの基本計画の関係をはっきりさせなければならぬのではないだろうかということでありまして、表現あるいは文字が少ないとか多いとかいうことではなくて、この基本計画の中に占める市の基本計画は、はっきりと本基本計画

は県が主体となって実施する事業である、各市が持っている基本計画を尊重しながら調整すべきものは調整していくと、こういう趣旨で私は理解しておりますので、ひとつ、表現にはこだわりませんが、ここで言っている「浦安側」「市川側」というのを、再生計画案の115ページから119ページを見ていただきますと、同じような表現をすることが正しいのではないかと。それが県民にとって一番わかりやすい表現ではないかと思ひまして、提案をさせていただいたわけです。よろしくお願ひしたいと思ひます。

大西会長　今の点について、ご意見があったらお願ひします。

大野委員　船橋市の「海を活かしたまちづくり」というのは、港湾もすべて含んでいるんですね。三番瀬海域だけの問題になると、本木さんの指摘が合っているのかなど。船橋市の「海を活かしたまちづくり」というのは、漁港から港湾からすべて含まれているわけです。水際は、今回の基本計画で、県はそこまで突っ込んでいくのか。三番瀬だけでしょう、実際は、海岸線の話は。ですから、本木さんの指摘が正しいのではないかと。そう感じます。

大西会長　それでは今の点については、本木さんがご指摘になった市の計画と県の再生計画の関係は、この中では、さっき吉田さんの説明の中でもありましたが、最後のところで少し書き加えて、「県以外が実施するものについて基本計画との整合性につき配慮を要請していきます」という文言を入れたわけですが、もとより船橋市をはじめとして各市で三番瀬の再生に向けて積極的な取り組みをそれぞれ考えておられるし、そういうことで事業も進めているわけです。ここについては方向が違うわけではないし、県が一番進んでいるというわけでもなくて、既にこうやって自分の計画にしている市もあるわけです。だから十分にこれから強調していく余地があると思うのですが、会議のつくり方が、県の事業の埋立を取りやめて再生計画をつくっていくということで、県の事務の範囲で作業が行われてきたということがあって、その連携が十分ではないと私も感じているので、これについては、こういう場だけではなくて、懇談会のような格好で市の計画について我々が何うような機会をつくるとか、いろいろなやり方をとって、協調がもっとスムーズに行くようなことをこれから考えていかなければいけないかなと思ひます。

それはいずれにしてもこれからのことで、市の方にも協力していただきたいと思ひますが、今つくる再生計画については、本木さんの趣旨を生かしながら、文言について少し調整していただいてまとめる。ほかと比べて短過ぎるとかいうと、そこに誤解が生じたりするので、そういうことがないように、船橋市のお考えは今私も十分に確認しましたので。ということにしたいと思ひますが、それでよろしいでしょうか。

では、この点についてはそういうふうさせていただきます。

次に、木村さんの意見に行きたいと思ひます。

木村さんの意見は、前の案の段階では内容にわたる意見をいろいろ出していただきましたが、今回については「かつて」という言葉が非常に多用されているということで、私も木村さんのご指摘に沿って全部チェックしてみましたが、たくさんこのとおりあるんですね。決まり文句のようにして「かつて」が出てくる。「かつて」が何のことがよくわからなくなったりするんですね。これは思いきって「かつて」を減らす。いわば国語的な意味での「かつて」というのがぴったりの場所も1、2カ所あると思ひます。そこは残してもいいかと思ひますが、実際にはある時代を指しているのに、そこをはっきり書かないで「かつて」ということで曖昧にしているというのは、ちょっと誤解が生ずるわけですね。

つまり、漁獲高の最盛期ということを示しているのだったら、もう少しそれがぴったりわかるような表現がいいし、干潟があった時分ということであればそういう表現のほうが適切だということで、これは減らしていきたいと思います。

せっかくですのでご紹介して、皆さんでいい案があったら出していただきたいと思いません。

木村さんのに沿っていきますと、3ページ、上から3行目にあります。

それから、21行目に2カ所。いきなり「かつて」と出てくるんですね。これは1万3,600haの干潟があった時期ということでわかるので、これはこれでもいいかなとは思いますが。

それから、下線が引いてある、今回直したところでスポッとほめた文章の中に「かつて」がありますね。下から2行目「かつての東京湾の自然環境の多様性」というのがあります。ここは例えば「なお」とか。つまり、「現在の三番瀬は開発前の環境は大きく異なるものの、それでもなお東京湾の自然環境の多様性を保っている」ということで、ここは例えば「なお」という言葉でもいいのかなと。

下から5行目、「かつての干潟を取り戻し」というのが三つあるんですね、このページに。

次が6ページで、これはいきなり番号1と2の文頭に「かつて」が並んでいる。ここは何とかしたいですね。

7ページの「達成イメージ」の最初にいきなり「かつて」が来て、これもこれだけだとなかなかわからない。これはおそらく1960年代のことだろうと木村さんはおっしゃっていますが、それであればそういうふうにしたほうがいいかもしれない。あるいは、それに代わる表現がいい。

14ページの第1節の1行目と6行目、2カ所です。最初に「かつて」が出てきて、段落「このことから、」の次に「かつて」がある。

27ページに2カ所です。3行目に「かつての豊かさ」があって、6行目に「かつての自然環境の再生」と、二つ出てきます。

「かつて」というのは2回ずつペアになって出てくる性質があるというのが見えているとわかるのですが、なかなかたくさん多用されていて、これは思いきって減らしたいと思うのですが、木村さん、何か具体的にアイデアがあったら。

木村委員　そこまで時間がなかったのであれですけども、「かつて」という言葉が多用されると、三番瀬の再生会議の理想として、かつての三番瀬の理想的なものに近づけるとか、それはイメージとしてあるわけですね。僕も、最初にこの委員になったときに、どうなのが三番瀬のイメージかなと思って。例えば僕が小学校の時代は、僕も泳ぐのが好きで、海に行きますと、夜なんかキラキラと夜光虫が出ていまして、非常にきれいだった。足にはマテガイとかハマグリとかそういうものがいっぱいありました。ところが、昭和28年に、僕は千葉に住んでいましたが、1万トン級の船が来たんですね。そのときにもう既に開発が始まっていたのです。最初に「かつて」と出てきたときに、これは1960年代から、ということは昭和35年ですね。それ以前に東京湾は汚れていたと僕は思っているんですね。そういう意味では、「かつて」という表現、これはイメージとしてはまずいのではないかなと僕は思っています。

前に川口委員が、いつなんだ、いつの頃に戻すのだ、と。僕はすごく印象に残ったんですけど。一体どういうふうなイメージとして……私たち再生会議の理想に近づけるということでしょう。その時代の具体的な資料も何もないわけです。今はわかりますよ、よくなったとか悪くなったとか。その当時、僕のイメージとして、マテガイをやり、夜泳いだ、そういうときのものはないんですよ。

そういう意味では、また別の言い方をすれば、習志野では、かつてはよかったのか。そうじゃないのですね。かつては大正6年に大津波が来た。習志野も塩田が全部やられた。相当奥まで波が浸食したという時代もあるんですよ。「かつて」というのは理想の時代ではないのですね。そういう意味で、「かつて」という言葉を頻繁に使うことは非常にまずいのではないかと僕は思ったのです。

僕みたいに知っている人はいいですよ。かつての少なくとも豊かな海を知っている人は。知らない人は、稲毛海岸とか幕張の浜しか知らないのは、ああいうのが自然じゃないか、ああいうのが「かつて」じゃないかと思うわけですよ。僕は文章の中に書いておいたのですが、市川市が平成14年に環境庁長官に申請書を出して、要するに最小限の埋立計画をしたい、平成13年度には人工海浜をつくりたいと、こういうふうに言っているのですよ。豊かな海、それは干潟があればいいんじゃないかと。では人工海浜をつくれればいいのではないかと、それは整合性に適しているのではないかと、こういう論理につながってくるのですよ。そういう面で、もう少し、私たちが理想とするのはどこなのか、流れを追って行くのはいいけれども、そういうことを考えていくのがいいと思う。この文章を書いた方は、その辺の問題意識が少し乏しいのではないかと。厳しく言えば僕はそう思ったので、指摘しました。

以上です。

歌代委員 私も木村委員の考えに賛成です。これを一々やっていったらまた時間がかかると思っていますので、「かつて」という年代的なことは清野委員がよくご存じかと思っておりますので、その辺の意見も取り入れて、事務局にお任せしたらいかかと思っております。

清野委員 今まさにお二人の委員がおっしゃったようなことで、「かつて」というのが、場所によって違ったり人によって違うというのがあります、それがこの会議の一番難しいところで、それで逆に核心に触れないでいて、何となくずっと来たような気がするのですよ。ご指摘のところはごもっともなのですが、その価値観と場所とかそこによる違いをどういうふうに扱ったらいいかというのは、私も三番瀬にかかわっている中で悩んできたところなので、私がお引き受けすると私の価値観になる場合もありますし、あと場所によっても違いますので、どうしましょうか。

大西会長 「三番瀬の再生」ということで我々は議論しているわけですが、条例要綱は「再生」という言葉だけではなくて「保全」「再生」「利用」、この「利用」は「賢明な利用」ということですが、三つに分けているのですよ。「保全」というのは、今の三番瀬もそれなりに評価できる場所はある。これをそのまま維持することも大事だというのが入るわけです、現実がいいと。「再生」というのは、文字通りいけばまさに「かつて」で、古きよき時代があって、そこに再生するという意味がありますね。だから、「保全」と「再生」では、厳密に言えば少し違うわけです。「利用」というのは、少し概念は違いますが、漁業も含めていろいろ使っていこうと。

だから、一言で「再生」と言ってもいろいろの意味があって、「かつて」というのが出てくるのは、古きよき時代があって、そこに戻そうという意味で使われるのだと思います。その場合に、さっき人工海浜とか幾つか言われましたが、漁業が漁獲高が多かった時期とか、あるいは干潟が完全に残っていた時期とか、それぞれ文脈によって「かつて」がいつ頃かというのは違ってくると思うのです。おそらくこれも、何を指してどういうことを意図して書いているのかという文脈の中で、適切な時期が少し違うと思います。これから再生していくときは、そっくりある時代に帰るということではできないので、いわばいいところ取りをして、あの時代のこういうイメージも出したい、この時代のこういうイメージも再生したいということをやっていくのだろう。その辺を、文脈によってどういう時代のことを意味しているのかというのを清野さんに少し整理していただいて、吉田さんにも協力していただいて、まとめる。

歌代委員 「かつて」を使えるところもあるんだよ。

工藤委員 いま指摘された「かつて」、ほかのところを見ていないからわかりませんが、これだけについて見ると、二つに整理できますね。一つは、市川・京葉の埋立直前の「かつて」、もう一つは漁業関係で言っている生産量最大のとき、1960年頃の「かつて」、この二つしかないのですよ。だから、どちらかで書いてしまえばおしまいじゃないかと思うのですが。例えば、埋立直前の「かつて」のほうを、「埋立直前の時期を『かつて』と表現する」と言っておいて「かつて」を使っても構わない。片方は年代で「1960年頃」と書いておけば、それで済んじゃうところがたくさんあると思います。それで済まない「かつて」も一つや二つありますが、それだけ考えればいいと思います。

後藤委員 いま整理されていたようですが、僕は、水の面から言うと相当前から悪くなっていたなど。漁業者の証言として、昭和20年代にはもう既に悪くなっていて、33年に本州製紙が起きますが、そのイメージと埋立のイメージとさっきの漁業というふうになると、イメージがなかなか統一できない部分があるので。例えば再生する場合に水循環から直して水がよくなるケースも出ると思います。そうすると、「かつて」というのは、水もよかったし、自然としての浅瀬もあり干潟もありという、そういう少しフワッとした感じで捕えておかないと、清野さんも困るんじゃないかと思うんですよね。

清野委員 いま気づいたのは、時間で限定しようとするからちょっと話がややこしくなるのかもしれないけど、木村さんがおっしゃったように、生き物がたくさんいたとか、海辺に親しめたという意味での状態ということであれば、それがいつの時代かというのは、確かにいま議論で二つぐらいの時期に分かれるのだと思いますが、多分、全体のコンセンサスとしても、生き物が多すぎていやだったという話もあまり聞かないし、海に泳ぎに行っていやだったという話も聞かなくて、わりとそういった過去のいわゆる「いい環境」と言われるものに対しての評価がノスタルジーになっていると思うので、時間よりも状態なのかなと思ったのですが、そのあたりの状態の表現では違和感はありますか。

木村委員 僕も、難しいなと思ったんですけど。この前、NHKのアーカイブスをやっている、蓮尾さんが出ていました。鳥の害をなくせと地元の人が出て、そして埋立に進んでいったというのを、昭和42年のアーカイブスでやっていました。鳥の害をなくすということは漁業の人間としての生きざまを失うことだ、「鳥か人か」という題でやっていますが、そういうときに自然というもののとらえ方は非常に難しいなと僕は思って見てい

たのですね。最後に蓮尾さんが、埋立の手前、少し自然を残したのですが、それはよかったのだけど、それを残したおかげで全部を認めてしまったのかなというようなことをテレビで言っていました、ちょっと蓮尾さんの意見を聞きたいなと思っています。

大西会長　　いかがでしょう。

蓮尾委員　　先ほどの「かつて」論議と今のことは違うことになると思いますが、「かつて」という言葉をできるだけつづしていくことは私は賛成です。取れるものは取ってしまって、あってもいいじゃないかということもあると思います。何っている限りでは、全体の3分の1くらいは生かしておいてもいいのではないかと。そのときに厳密に何年代と言われなくても、人の記憶の中に残っているものと残っていないものとあって、円卓の論議の中では、昭和30年代というよりももっと前の話も多々出てきていたわけです。そっちまでは無理だろうから30年ぐらいが大体ぼんやりとしたイメージであろうというようなところで大体落ち着いたような感じがありまして、それが「かつて」という曖昧な表現として生きてきたことなのだろうと思います。

例えば、先ほど大西会長が言われた、3ページの最初の「東京湾にはかつて約1万3,600haもの干潟があって」というこの「かつて」は、あったのですから取っても構わないのではないかと。その下の何行目かの「かつての東京湾の自然環境」も、例えば取ってしまって「今なお」という言葉に替えていっても構わない。それから、生物が多かったということは、なくなってきて初めて多かったことが大事だったとわかることで、例えば行徳の駅前にムクドリの大群がいるとか、そういったことは行徳の町の人にとってあまり好ましいことではない。ただ、それは、特定のものが多いいことは好ましくなくて、多様であるということは好ましいものであろう。その辺のところもある意味では曖昧なものです。だから、取れるものは取ってしまうということは、逆に言うと、あまり悩まずに、苦労せずに、とりあえず全部抜いて、これでは文脈がおかしいというところは生かしておくというやり方でもいいのではないかと。それくらいラフに考えてもよろしいのではないかと。ところが、ちょっと木村さんのおっしゃった趣旨に合っているのかどうかはわからないのですが。

川口委員　　この問題は、私がこの委員にさせていただいたときから円卓会議の資料もつづさに読んでみたのですが、一度もどこに戻るかという具体的な目標数値が出ていなかったですね。これはそれぞれの委員が持っているイメージで、それぞれが委員の中のイメージで再生の目標を立てるから、いつまで経っても議論がかみ合わないですね。

再生の目標の中には、環境的再生と、漁場としての再生があると思います。漁獲高でどこへ戻るのか。それから原風景としての再生と。そういうふうを考えていかないと。ですから、どの時代に戻ればいいのか、合意というかコンセンサスがないために、いつまで経っても議論が煮詰まってこないというところがあるのだと思いますね。

市川市　　いま市川市の例が出たものですから、ちょっと言っておかなくてはいけないと思っております。

市川は、環境省はじめ県にもたくさん文書を出しております。それらは本にもまとめて考えをはっきり出してあります。たまたま一部の埋立計画があったときの文書をいま木村委員が言われたのだと思いますが、そのときでさえ、埋立計画は最小限で進めるとしても、そのときにできるだけかつてあったようなという認識で干潟をつくってほしいということ

は言っております。その「かつて」と言ったのは、何度もいろいろなところで言っていますが、浦安の1期の埋立ができて流れが変わってしまいましたよ、地盤沈下などがあって干潟が浅海域化してしまいました、その前の状態に取り戻すことが望ましいということは何度も言っております。ですから、思いつきで人工のものをつくってくれと言ったのではなくて、できるだけ埋立やその他や地盤沈下で影響が出る前の干潟の状態に戻してほしいということ、その考え方に基づいて埋立にあわせてできるだけ干潟をつくってほしいということを行ったということを皆さんに理解していただきたい。

そのほかにもいっぱいいろいろなことを言っていますので、その一部だけを取り上げていかなものかというのは、私たちもその都度反論しなくてはならなくなってしまいますので、全体をよく見ていただいて、私たちの資料なども全部目を通して発言していただきたいと思います。

大西会長　　ありがとうございました。ですから私も、きょうは、これは船橋ですが、取り寄せて読ませていただきました。

それでは、「かつて」については、川口さんはそうおっしゃったけど、再生のイメージについて何年までに再生するかということは合意が必ずしもないのですが、5点にわたってまさに「再生の目標」というのが再生のイメージなのですね。ある状況としてはそれなりに曖昧さを残しながらも合意されているということになるのですが、一つ一つについてピタッと写真が一致しているわけではないので、それはこれから事業計画をやっていく中で詰めていく課題だと思います。

蓮尾さんのご意見もありました。曖昧さが残っているものについてはむしろ隠さないで曖昧さを出すところも必要なので、10カ所ぐらい確か「かつて」がありますが、清野さんに整理していただいて、あまり目立ちますのでできるだけ減らしていくということにして、どうしても曖昧さが必要というか、結果としてやむを得ない部分もあると思うので、そこは「かつて」という言葉も使う場合があるということで整理したいと思います。木村さんにもその過程でご協力いただきたいと思います。よろしく願います。

いまの「かつて」については、そういう格好で整理させていただきます。

次は、竹川さんの意見と川口さんの意見です。2人の意見を並べて進めていきます。必ずしも同じところではないのですが。

最初に、「はじめに」です。川口さんのが最初にきます。「はじめに」ということで、目標に方向性と期限、数値目標があったほうがいいという意見です。

実は、これをやり出すとおそらく大変なのだろうな、なかなかできにくいということもあるのですね。今の何年に戻すかというのと同じで。だから、数値目標の具体案はありますかと聞き返したくなるのですが、どうですか。

川口委員　　例えば言えば、今、漁場再生会議のほうでも検討会議をしていますが、漁場としては何年、護岸としては何年とか、そういうふうにある程度目標を分けていくと出しやすいのかなと思いますね。

大西会長　　ここについては、できれば、趣旨は非常にわかって、目標が具体的でないの実効性も伴わないので詰めていく必要があるのですが、まさに事業計画の中で議論していくので、そういうことをさっきの吉田さんの名前になっていたところに書き加えるということでしょうか。

川口委員 はい。

大西会長 それについては、そういう扱いにさせていただきます。

次は3ページ、竹川さんの意見は、今回加筆したところの最後が「変わりました」という文章で終わっています。その次のところで「埋立てで確保された工業用地には……多くの県民の雇用の場が提供され、……エンジンとしてその役割を果たしてきました。一方で」ということで違う文章が出てくるわけですが、ここで竹川さんの意見は、埋立の明の部分だけ書くのは一方だけなので、暗の部分も書いたほうがいいのかというのがご趣旨です。実際に文章も起案されております。

川口さんのほうも、埋立によって海が汚染されたり、生態系が壊れたというようなことを具体的に書いたほうがいいのかということなのです。

それらを総合すると、ここに明と暗を書くということで、暗について、「海の汚染」「生態系の破壊」「漁業の衰退」という文言を入れて、埋立の一方でこういうことも起こったということを書くということではいかがでしょうか。具体的な文章についてはお任せいただきたい。ここでそこまでやっていると時間がないと思いますので。

何か特段ご意見があれば。

よろしいでしょうか。

竹川さんは以上ですが、川口さんのほうで、16行目「工場や家庭からの排水・汚水は海域の……」と「汚水」という言葉を入れたほうがいいのかというご意見です。

私の理解では、排水と云ったら、捨てている水だから汚水を指すのではないかと思ったのだけれども。

川口委員 浄化した水と、そのまま汚れた水を流している現状がありますね。せっかくこういうふうにしてきれいにするために長い年月かけて皆さんが努力しているので、やっぱり汚れのメカニズム、どうして汚れるか。自然に汚れているわけではなくて、誰かが汚しているわけで、それをきっちりしておかないと、再生されてもまた汚れてしまうことになるので、汚す原因をどこかに書いておいたほうがいいのかと思っているのですが。

大西会長 いま発言がありましたが、河口さんのメモを見ていただきますと、今の発言の趣旨で何点か修正したほうがいいのかということですね。これは確かに読んでみるとやや中立的に書いてあるところもあるので、汚染の監視とか自然環境の悪化というのを明示的に表現しておくというのはいいかと思います。何かご意見ありますか。

大野委員 埋立による海水の汚染あるいは波・流れの変化というのは、当然、埋立というのは何を起こしたか、仮に知らない人が見たときに、具体的には、「湾の面積の減少と海岸線の変化は波を変え流れを変えた、そして汚染を進行させる」と、本来そこまで書けばすごく抽象的ではないと思います。

大西会長 最後のところが抜けているということになりますね。

では、今ご発言がありましたので、そういった趣旨で川口さんの具体的な指摘、全部このとおりかどうかは文章のつながり等もあると思いますので、文章上の整理をさせていただきますが、「汚水」とか「自然環境の悪化」という表現を入れていくということではよろしいでしょうか。

川口委員 ぜひ入れていただきたいのは、その項目の2行目からで、汚染原因の調査、監視の強化、これだけはぜひ入れていただきたいと思います。

大西会長　ただ、ここは背景が書いてあるので、これは調べきれなかったもので、おそらくこういうことはモニタリングのところに出てくるのではないかと思いますので、それとの整合を考えたいと思います。趣旨については反対する人はいないと思いますので。

では、第4節が「水・底質環境」というところなので、ここにそういう文章がなければここに入れるということで対応させていただきます。

次が、川口さんのほうが、6ページに二つあります。「海と陸との連続性の回復」。

最初の意見は、防災のところです。第2章の「2 海と陸との連続性」の中の5行目、6行目あたりに……。ちょっと趣旨を説明してもらえますか。

川口委員　護岸との関係ですから、「防災に配慮しつつ」と簡単に書かれたようなので、もう少し防災について具体的な書き方がないのかなということで、ここで言わせていただきました。

大西会長　川口さんのニュアンスの中には、防災で守りすぎると例えば景観に障るとか、そういうトレードオフの関係があると、そういうことが意見の中にあるんですね。

実は、もともと防災というのはなかったんですね。工藤委員のご指摘で防災というのをきちんと入れようということで入れたので、タッチとしては、防災を強調するというタッチになるんですね。これでも足りないですか。「防災に配慮しつつ」、これは新しく入れたんですね。今までなかった。これでよろしいですか。もう少し……。

川口委員　はい。

大西会長　そうですか。

ここは、書きようがありますかね。

川口委員　「再生の目標」が五つ掲げられていますね。「海と陸との連続性」以外は、読んだだけですごく達成イメージは具体的なのですが、「海と陸との連続性の回復」だけが抽象的で、これもまたそれぞれの取り方によって意見が分かれているところだと思うんですね。この問題は、これにかかわる浦安、市川、船橋、習志野のそれぞれ陸域は、それぞれの地域の市のほうで先ほども出たようにいろいろな計画があると思うのですが、この「海と陸との連続性の回復」が何を言っているのかわかりにくくて、それとこの防災とはそれぞれの市に密接に関係していることだと思うんですね。ですから、それは、もう少し具体的に、幾ら基本案だとしてももう少し表現的に踏み込めないのかなというところがいつも疑問に思っていました。

大西会長　そのところがまだ議論が詰まってない面があるので、川口さんにも入っていただいて、いま護岸の検討委員会をやっているわけですね。この中からも大勢入ってもらっているのはそういうわけで、そういう意味ではここで一つのイメージをつくり上げることは今の段階ではできないということで、もし必要があれば……。でも、防災というのを入れたので、こういう側面も大事だというのは一応強調できたので、事業計画の中で詰めるということでお許しいただきたいと思います。

次も川口さんで、「青潮の発生、洪水時の淡水流入、生活排水、工場排水等により」という具体的な文言を入れてはどうかということです。

私はそのとおりではないかと思いますが、何かご意見がありましたら。

よろしいでしょうか。

では、これは趣旨を生かして補うことにします。

次に9ページ、これも川口さんの意見で、「賢明な利用」というところです。「賢明な利用」というのは3にありまして、これはラムサール条約の「賢明な利用」ということを翻訳したものをベースに、吉田さんのほうでつくってくれたところです。そこに少し補えないかということで、「でき得る限り自然を破壊しない、汚染させない利用の原則に基づいた長期的な視点に立った」という具体的な提案もあります、いかがでしょうか。趣旨はいいと思うのです。あと、文章上の整合性とか、そういうことかなと思いますが、どうでしょうか。

吉田副会長 川口さんの趣旨はわかるのですが、だからどこかにあったほうがいいかもしれませんが、この「賢明な利用」というのは、海域は、一切手付かずで残せという高層湿原みたいなところではなくて、持続的に利用して、そして保全していくというものをラムサール条約で「賢明な利用」と言っていますので、汚染させないというのは当たり前でありまして、この中にはピンとこないのかなという気はしたのですが。

川口委員 「賢明な利用」というのは、おそらく今まで千葉県が行ってきた施策は、全部「賢明な利用」に入ると思うのです。賢明じゃなくてやってきた施策はあるのでしょうか。やっぱりそのときどきにそのときどきにしか通用しない賢明な利用になっちゃうと思うのですよ。ですから、再生会議という再生の会議でやっているわけですから、ここで使う言葉は曖昧じゃだめだと思うのです。ですから、「賢明」の中にたくさん意味が入ってくるのです。先ほどの竹川さんの暗の部分と明の部分を使い分けたりすると、環境というのはすぐ壊れていっちゃう。そういう意味合いを込めて私はそこで言わせてもらっているのですけれども。

吉田副会長 ただ、このページは再生に当たっての進め方を書いているのであって、いま川口さんがおっしゃったような、東京湾全体を利用している事業者とか県民とかそういった人たちが「汚染しない」ということに配慮すべきだというのは、この節ではないのではないかな。再生とは関係なくても、全部それは配慮しなければいけないことです。ここは再生を進めるのですが、再生に誤解が生じるといけないのでこういう原則が必要だということを言っているのがこのページだと思います。私は川口さんがおっしゃっているのはすぐわかるのですが、このページではないのではないかなという気がするのですけれども。

大西会長 趣旨については、川口さんの趣旨に反対する人はいないと思いますが、「再生の目標」の中にもそれらしいところは触れてあるし、ここはそれぞれの節のさらに文章番号の中で役割を使い分けているということですか。どうですか。

倉阪委員 「でき得る限り自然を破壊しない」ということは、「生態系の特性を維持できるような」というので一応触れられているのですが、「汚染させない」というところがちょっと抜けているというか弱いような気がしますので、それだけ補うということではいかがでしょうか。

大西会長 いいですかね。

竹川委員 9ページ、「3 賢明な利用」とありますね。これはこのままにしておいて、この中で、先ほどの話でありますと、ラムサール条約の再生の原則ということ踏まえた表現等がありますので、その中の「賢明な利用」の原則に基づいたというのも、やはりそれを理解しておかないと、何が原則かということになりますので、その際に、「賢明な利用（ワイズユース）」と片仮名で補足しておいていただきますと、ああなるほど、これは日

本のあれじゃなくて、千葉県の賢明じゃなくて、向こうの賢明だなど、こうわかると思うのですが。

大西会長 それはかえってわかりにくいかもしれないような気もする。

それでは、「生態系」というのがあるので、特に川口さんので「汚染させない」というのをここに補うということで、倉阪さんのご意見を取って……。

工藤委員 気になるね。おかしいですね。二重になりますね。

大西会長 そう言っていると、きりが……。先生は非常に合理的な文章を提案されているのですが、多少くどくても間違いでなければということで。まあおっしゃるとおりだと思いますが。工藤先生はいつも非常に簡潔な文章を提案されているので、重複感があると気になるということもあると思いますが、少しくどいほうがわかりやすいという面もあって。

吉田副会長 では、逆に提案ですが、11 ページの「第4節 東京湾の再生につながる広域的な取組」の下から5行目に、「海域が連続している東京湾を意識し、海域を汚染させないという原則に立って、そこに流入する……」という形で、これは単に再生だけでなく、東京湾全体の利用と再生に対する取り組みを言っていますので、こっちのほうに入れたほうが私はぴったり来るのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

大西会長 利用しているときに、利用だから何でも許されるというふうに考えちゃいけないというのが、川口さんの主張だと思うのですね。私は、もしそっちが必要になったらそっちも入れて、「賢明な利用」のところにもそういうのがあっても間違いではないと思います。直した方はある美学をお持ちなので簡単に受け入れにくいというのはわかりますので、ここはそういう方向で調整することにさせていただきます。

次に、14 ページに飛びます。両方に14 ページの提案があります。

竹川さんのほうは、猫実川の評価です。なかなかこれは、こういうふうに書きにくいのですね。これ、ご意見ありますか。これはあまり長く議論できないと思いますが、「猫実河口域は泥干潟として貴重な海域である」というのを基本計画に明記すべきだという意見ですが。

猫実干潟についていろいろな事実も報告していただいて、認識がどういう状態にあるのかということについて深まってきていると思いますが、これをどう評価するかということについてはいろいろ議論がまだ分かれているのかなという気もするので、ここまでは合意できないのかなという気もしますが、どうでしょうか。

歌代委員 私も会長の意見に賛成です。「この干潟は貴重な海域である」とこの章で出してしまくと、まだまだ違った意見の方もこの委員の中にいらっしゃるはずですから、ここでは出さないほうがよろしいかと思えます。

市川市 前日も言ったのですが、あたかも猫実川河口域が全域泥干潟のような印象があるので、すけれども、補足調査の中でも「干潟はない」となっていたので、科学的に書くのであれば、きちんと、どの位置にどういうものがあるのかという認識に立って書くべきだと思ったので、この前、清野さんにお聞きしたわけです。貴重であるか貴重でないかを言っているのではないですよ。干潟があるかないかと言っているわけです。干潟があるのだったら、私たちももっと干潟をつくってほしいと思っているほうですからいいのですが、むしろ今までは誰もあそこに干潟があるというふうには言ってなかったところですから、それを「干潟」と書くのであれば、きちんと科学的な定義に基づいたものを書くべきだと

思います。

清野委員 この文章をどう修正するかということには直接かわらないのですが、この間ご質問をいただきまして、きょうは案件が多いので資料に出てないみたいですが、いろいろな海底地形のデータとか、年間にどのくらいこのエリアが干出するかという資料がございますので、そういう科学的な資料は次回にお出しすることにしたいと思います。

この文章をどういうふうに入れるかということに関しては、どこまでこれを議論する時間があるか、突っ込むかということがあるので難しいと思うのですが、いずれにしても忘れていたわけではありませんので、もしそういう科学的な話がないと、この議論ができないようであれば、きょうまだ資料を皆さん配付していませんし、そのあたり、会長さん、どうしたらいいか教えていただけたらと思うのですが。それだけでも結構な時間がかかったと思います。

工藤委員 漁場再生のほうからの情報です。

これは県のほうから報告があるとは思いますが、漁場再生の会議で、そういうものの考え方と、この泥干潟と言っている部分についての発言を、研究発表として認めていただいたのです。10分間でやってくださいということで出してもらいました。その後、ディスカッションがありまして、委員の中でも、言っている場所は確かに干出する部分があるのですが、しかし、その干出する部分は猫実川河口ではありません、場所が違いますよというような話もありましたし、いろいろ厄介なことがまだまだあるので、今のところは保留しておいていただいたほうがよろしいのではないかと思います。この場所は、浦安地区とは言えるのだそうです。猫実川からは非常に離れているので、猫実川河口域と言ってはいけないという話でした。

清野委員 猫実川河口域をどこまでの空間的な定義にするかというのが、まだ十分なコンセンサスが取れていないと思いますので、そのあたりが議論の難しいところだと思います。

佐野委員 今、工藤委員から、漁場再生検討委員会で10分間話をしていただいたということがありましたが、それは私が発表させていただきましましたので、その関係で発言させていただきます。

確かに、私のプレゼンの後に委員さんの中から、僕が言ったところは市川の護岸前面というよりは浦安だという意見をいただきました。しかし、とにかく干出したときは猫実川から20~30mの辺りが一番干出いたします。ただ、猫実川の河口直下といますか河口のところは、川ですから、そこは水が流れ出る関係で干潟にはなりません。確かに、その場所は浦安護岸にもかなり近いわけですから、その委員さんの言い方が間違っているとは言いませんが、僕は意図的に市川の海域なのだと言っているのではなくて、猫実川の前あたりは泥干潟として干出いたしますということを皆さんに知っていただきたいだけです。

それから、竹川さんは今のような意見をお持ちですが、私は、先ほど吉田さんから説明をいただいた私の意見に対する部分ですが、対応案の3ページ目、私も猫実川河口域が泥干潟として貴重であることを明記すべきだと指摘させていただきました。その後、会長さんは、泥干潟（猫実川河口）については円卓会議案を踏まえつつ、今後さらに細部を詰めた事業計画として諮問され、重要事項が報告される場面で議論ができるので、基本計画には曖昧さを残して書くこととするという会長の意見で、それを受けて基本計画案の修正は

しないと書いてあります。私は基本的にこれは受け入れました。と申しますのは、もともと私は、意見を出させていただいたときに、基本計画というのは大きな方向性を示していくものであって、本当に細部にわたって細かな詰めをするのは事業計画とか実施計画であると思っていましたので、この考え方を受け入れて、猫実川河口域の干潟が貴重であるということは、この基本計画案の中には明記しなくても、皆さんにはかなり浸透してきている事実ではないかと認識しております。

一応、私の意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

大西会長 干潟全体について評価を、当然三番瀬を残すということでしているわけなので、それがどこにあるか、ここを詰めていくのはこの場ではできないと思います。具体的に何か事業をやる場合に、その海域をどう評価するかというのは、それぞれの事業の中できちんと詰めていかなければいけないので、今の議論のようなまとめにしたいと思います。

竹川委員 私は、佐野さんの意見がそういった形で処理されたのにちょっと不満で、改めて書いたのですが。

今の田草川さんのお話で、補足調査の中でこれは見当たらなかったと。それは、補足調査はここはやっていないのです。この間、22回の円卓会議、11回目の専門家会議で、県のほうにもこの干出域の調査をしていただきました。いわゆる猫実川河口域についての評価は、そのまま今後調査を続けていこうということで、県のほうの調査結果と私の調査とほぼ一致していたのです。大体、県のほうの調査では19haがA P +です。この間私が測ったところは、カキの問題は別としまして、市川塩浜のほうに向けて約20haが干出するのです。私はちょっと低めに見たのですが、19haが干出しているというのは、ほぼ実態に合っている。約20ha。今まで曖昧にされていた泥干潟がそれだけの規模のものに干出しているということは、おそらく今度初めて護岸改修にかかわる生物調査のほうで確認された内容であろうと思いますので、これは非常に重要なスポットである。私は、ここは三番瀬再生の要になるような場所ではないかと考えましたので、護岸の検討委員会、または漁場再生委員会の中で、先に持ち越すよりも、ここで大きな……。これは市川さんのほうも、あそこの保全区域としての200mのあれを前につくられましたね。

大西会長 ご主張はわかりましたが、これも指摘がある場所ですが、15ページの下から3行目に「現在残る干潟的環境を保全し」という文言もあって、再生もそうですが、全体に干潟を守る、保全するということについても書いてあるのですね。だから、集合的には干潟が貴重だということを認定している。個々どこに干潟があるかというのは、ほかの場所についても言及はしていないので、今の段階ではこういう集合的な扱いということにしたいと思います。

吉田副会長 今の大西会長からの意見に付け加えて、川口さんの追加分のほうで同じように「干潟的環境 あいまいな表現は目標を惑わす」というのがあるのですが、ここに関係しますのでついでにコメントしますと、なぜ「干潟的環境」となったかということ、干潟というと、普通の干潮時に干出するというのか、それとも1年の最大の引いたときの干潮で干出するというのか。例えば有明海の干潟はどれだけかといったとき、環境省と農林水産省ですごい数字が違うのですね。それは海図などでやると、船が座礁しないような数値で書いてありますので、相当広くなるのです。そういうようなことがあって、先ほどからも市川市からご指摘があります。それがどれだけのものかというよりは、普通、最大干潮時で

ないと干出しない部分だって非常に大事な環境なのですね、浅いところで。だから、後藤委員からのご指摘もあったようなところは、「干潟」だけじゃなくて、「干潟・浅海域」と直しましたし、そういった機能を発揮しているところは、干潟という厳密な定義に合わないから重要でないということこれは事実には合いませんので、「干潟的環境」というふうにして、そういった部分も保全したほうがいいからということでこういう言葉になっていると思います。

竹川さんからのご指摘の部分は、1節には書き込んでいないのですが、2節のほうで、蓮尾委員からの修正案という形で、「現在残る干潟的環境を保全し、さらに多様な環境の復元を目指す」という形で書き込ませていただいた。そういう経過でございます。

大西会長 15 ページに関しての川口さんの指摘についても、このままでいきたいと思いますが。

倉阪委員 「干潟的環境」という「的」に大変重要な思いがあるのであれば、15 ページの上から3行目も「干潟的環境」に統一したほうがよろしいのではないのでしょうか。

大西会長 そこはちょっと整理してみたいと思います。意味が少し広い。しかし干潟にはタッチしているということです。趣旨は原文のとおりということではいけないと思います。

清野委員 いろいろご意見もあって、全部切ってしまうということではなくて、ちょっと確認したいのですが、15 ページの中で「干潟的環境」とか「多様な環境」と書いてあるのは、干潟といっても、一時は砂だけという話もあった中で、泥と砂の混合の具合とか、砂泥干潟とか、底質とか地形とか干出具合も含めて「多様な」ということを込めたつもりなのですね。ただ、これが「多様な」というと余りに漠然としすぎているようであれば、若干専門的な言葉にはなりますが、15 ページの中にも「地盤高」とかいろいろ専門的な用語も入っておりますので、干潟の環境の多様性が何なのか、底質とか地形とか、それに相当するものを少し入れ込むことで15 ページの中で処理するということが考えられるかと思えます。

大西会長 それでは、こういうふうにさせていただきます。もともと干潟というのは、14 ページの第1節に見出しがついているので、書くべきものなのですね。それが今の文書では、第2節の生態系と鳥類のほうにむしろ書いてあるので、14 ページのほうにも書く。そのときに、いま清野さんが言われたように、「干潟的」という思いがただ「干潟的」と言っているとはわからないので、今おっしゃったような言葉をどこかで補って、何を指しているのかがわかるようにする。その意味で正確にしたい。そういうことでよろしいですか。

川口委員 はい。

大西会長 では、そういうふうに修正させていただきます。

川口さんのイメージ図は、ここで書いてあるのは、削除しないということですね。

後藤委員 僕は、このイメージ図がないと、拠り所が全くなくなると思って。僕は、県としてはよくこのイメージ図を入れたなど非常に感心していたところですので、川口さんと同じように、残していただいたほうがいいなと思っています。むしろはずしたほうがいいのかという佐野さんのほうの真意がわからない。

大西会長 不正確なところがあるということだね。

佐野委員 僕は、読んでいただければわかりますが、はずしたほうがいいのかとは書いてありません。修正すべきだというふうには書いてあるのです。

大西会長 修正が難しいんだね、きつとこれ。修正できないんじゃないかな。デジタル化されてないんじゃないの。

49 ページのもの、これはイメージ図が原図はあるのですが、修正ができるかどうかということも含めて検討して、できにくかったら今回は部分的に載せるということですかね。ちょっと工夫させていただきたいと思います。

15 ページはいいということで、次は 17 ページです。ちょっと急いでやらせていただきます。

17 ページは、竹川さんの意見で、「ノリやアサリ等」とするという意見です。これは上のほうはそうなっているので、「等」を入れるということできたいと思います。「さらに」と書いてある新しく挿入した部分ですね。「ノリやアサリの生産の不振は」を「ノリやアサリ等の生産の不振は」というふうにさせていただきます。

その下の「このことから」という 3 行の文章が上で言っていることとバランスが悪いのではないかという指摘もあって、読み直してみると、「このことから」というのは何なのかがよくわからないので、「このことから」というのをほかの表現に変えたいと思います。バランスは、漁業のことについて言っているのでそれなりに対応しているのかなと思いますので、趣旨とちょっと違うかもしれませんが、「等」を入れるということと、「このことから」をほかの表現に変えるという修正をさせていただきます。

次が、第 4 節、19 ページの 6 行目、これは竹川さんのほうで、「浚渫窪地」に加えて「航路の存在」というのを入れるべきだという主張です。これについてはどうでしょう。私は「航路」も書き込んだほうが良いと思いますが、いかがでしょうか。

大野委員 ここに関連して写真が載っていますね。青潮の発生です。これを見てわかるとおり、窪地も岸に接している部分から青潮の発生は頻繁に起こるのです。沖合の窪地というのは、意外と青潮が出ません。要は、窪地というのは本来どうしてできたかということ、埋立のための土取り場だったわけです。港湾も航路も土取り場なんですよ。同じ性格です。沖合というか、もともとの土取り場だけが目的の窪地だけを指すとすれば、それは客観的ではないですね、実際は。そういう意味では、「浚渫窪地（土取り場あるいは港湾、航路）」とか、そう入れないと、客観的な比較はできないと思います。

もう一つ、18 ページ、誰も指摘していませんが。これはスズキの部分です。近年、平成 14 年、平成 12 年、スズキの漁獲はものすごく上がっています。学会でも、スズキ類が増えているという指摘があるわけです。ところが、これをご覧になってわかるとおり、ちょうどスズキが取れていないときにカレイ類はすごいですね。昭和 60 年代の初めです。これは、底曳きのカレイを取っているわけです。カレイの漁獲があるときはスズキを取らないのですね。もう一つ、スズキを多く取っているのは巻き網が取っているわけですから、ここにもう一つ、イワシの漁獲量を併設してもらいたいのですね。そうすると、落ち込んでいるときにイワシが大漁を続けているわけです。ということは、イワシを取っているからスズキを取らないということなのです。今年、増えているのは下がってきていますね。ここで取らなかったから取れて、今どんどん取っている。これ、どんどん下がっていくんですよ。実際、今年なんかうんと下がっています。そういうことで、仮にこういう統計資料を読むときに、データが少ないと勘違いするので、客観的なこととして載せていただくと読みやすいかなと。株の売りと同じでね。

大西会長 総漁獲高を円表示か何かでつくったグラフがあるとわかりやすいのかな。ちょっとそれを工夫して、誤解が生じないように、偏った資料にならないようにしたいと思います。

19ページについては、「航路の存在」という言葉ですね。

大野委員 最初に「現在の三番瀬は、臨海部の埋立て」と出ていますね。埋立によって変化したのは、先ほど言ったように海岸線。要は、港湾ができ航路ができて、当然深さも全部海岸線は変わってしまったわけです。これを理解するには、窪地というもの、あるいは青潮の発生も押えて。そういう地形の変化というのは、窪地だけでは理解できないのですね。

大西会長 それを入れたいと思います。航路は必要なので掘っているので浚渫窪地と少し意味合いが違う、しかし客観的にそれも原因になっていることを示すようなタッチで書きたいと思います。あとのほうでその評価に絡んでしまうと少し難しくなるので、その評価に絡んでないかどうかを、つまり、別にそこを掘らなくてもいいケースと、航路はそこを掘らなければいけないという問題があるので、その辺の誤解が生じないかをチェックして補いたいと思います。

19ページは以上であります。

次が、竹川さんのほうは、第5節、21ページに指摘があって、これは確認です。確認なので、後で。解釈は、もうこの文章を解釈するしかないのですね。確認できる人はいないと思います。全体の安全性が確保されるべきだということです。

第5節、川口さんの意見があります。これは意見で、具体的な修正というよりも、防災というのは非常に重要で、この防災の関係者、担当者も含めて議論していくことが必要だというご主張で、これはこのとおりだと思います。これは、こういうことで県に別途口頭で申し入れるという扱いにしたいと思います。

防災の重要性については、既に触れてあるということです。

次が、「第6節 三番瀬を活かしたまちづくり」、これは竹川さんの指摘です。これについては、イメージ図については合意されたとは書いてないですね。これはイメージなので。これからこういうことについて事業計画の中で合意していこうということです。という扱いになります。

次が第6節の1行目、川口さんのほうで、「直立護岸」と「鉄道高架」を入れる。鉄道高架が前面に出ている場所もあるので、その表現を加えたいと思います。

「第9節 維持・管理」のところです。

川口さんのほうの意見は、「汚染防止」と「体制強化」。これは「汚染防止」をここに入れることにしたいと思います。

竹川さんのほうは、2行目の修正、これは、「……大きく変化した現在までも、大部分が……」というところを、「……大きく変りましたが、幸いにしてその大部分……」というふうに直したらどうかということですね。

大体同じことを言っているのですか。ちょっとおさまりが悪いのかな。

竹川委員 維持・管理の今までの歴史的な経過を若干考えて。

大西会長 歴史的経過はこういうことかと思いますが。

「現在までも」の「ま」が要らないのかな。

竹川委員 現在までもずっと続いているということではなくて、経過から見ますと、ああいういろいろ悲惨なことがあって、補償したところは既に浦安とか習志野は消えてしまってお

りますし、1年更改の漁業権というのも、幸いにして埋め立てられなかったからこれは続いているので、そういう意味での経過についてずっと現在までも変わらずにそれが続いているということ。

大西会長　これは漁業のことを書いているのではなくて、客観的に書いているのですね。だから、ご趣旨はわかりましたが、竹川さんのご趣旨に抵触するかどうかを冷静にチェックして、助詞の変更ぐらいになるかもしれません。竹川さんは大幅な変更というふうには書いていないので……。

竹川委員　かなり抑えてあります。

大西会長　わかりました。

　　以上で、一通りお寄せいただいた意見に対応したということです。

　　時間がいっぱいになりましたが、これ以外にお気づきの点があると思いますので、ご意見をいただきたいと思います。

木村委員　26 ページ、「8 節 環境学習・教育」のところですが、このところで結論みたいに「検討組織」と下から3行目に書いてあります。

　　その前に、この文章がまずおかしいのは、5行目ぐらいから「環境学習・教育」というのがわずか5行の中に4回も出てくるのです。それが文章的に非常にくだいように僕は思うのですが。そこを直してもらいたいということ。

　　もう1点は、検討組織というのは、具体的に行政、地域、学校の協力のもとに人材の育成、確保を目指します、というように、具体的に行政とか地域ということを、「地域全体で」という中に意味が含まれていると思いますが、普通、私たちは地域でやる場合には「行政、地域の協力のもとに」ということを使いますので、そういう表現をしていただいたほうが検討組織というものが前向きに考えられるのではないかと思います。

大西会長　　県のほうで説明してください。

三番瀬再生推進室長　検討組織ですが、一応基本的な考え方等については了解を得たのですが、まだ検討組織を設置してございません。これから設置する予定でございます。

大西会長　　1度議論しましたね。これは、言ってみれば事業計画の一環として、再生会議とは別個ですが、県が設置して再生会議に報告する連携組織としてつくろうということ。それを具体的に指しているわけです。

木村委員　　その主体者というのは、行政というか、これは県がやるのですか。

三番瀬再生推進室長　「環境学習・教育」の中で、知事の下にそういう検討委員会をつくり、今後検討していきますという組織でございまして、計画をつくるための組織というような位置づけになってございます。この再生会議においても、基本的な考え方、メンバーはこういう形でということの説明させていただいたところでございます。検討組織とはそのことを言うてございます。

木村委員　　この中では、具体的に行政とか地域とかいうふうに主体性をきちんとしたほうが、それは県としても受け入れられるわけでしょう。全く県の主導のもとにやるわけではないわけでしょう。地域の行政とか、地域のまちづくりの人とか、あるいは学校現場で。それ以外は考えられないわけですから、地域では、そういうことが主体的な組織だと思うのですが、どうでしょうかね。そういう意味できちんと書いたほうが、県がイニシアティブを取ってつくる組織の中にはめ込むというよりも、地域の主体性のほうに力点を置いたほう

がいいんじゃないですか。

大西会長　今の「環境」については、今までに決めたことの中に、最初に紹介してくれたまとめの中に、入っていますかね。

三番瀬再生推進室長　資料 No - 1 の 1 ページ、「環境学習及び利用・管理に関する検討」というのが第 2 回の会議で行われていまして、こういうまとめ方をさせていただいております。

大西会長　資料 No - 1 の一番下に「環境学習及び利用・管理に関する検討」ということで、これを議論して、基本的な設置方針について決めたのですね。確認したということになります。

三番瀬再生推進室長　はい、そうです。

大西会長　それに基づいてつくられるのが、具体的にここでイメージしているのも、つながりはちょっとわかりにくいですね。でもそういうことなのです。

我々は既に議論したわけですが、これについては。それは県が作るものであって、それは計画をつくるので、実際の実行部隊は、上に書いてあるようないろいろなところが介在するということです。現実にも動いているのが、第 8 節の上のほうに書いてある。浦安の郷土博物館とか、行徳の野鳥観察舎とか、こういうものが現に存在している。さらにそれを発展させるという意味で、下に県が検討したいということを書いてあるということです。

ほかの点で、何か。

中田委員　15 ページの「生態系・鳥類」の下から 6 行目のところです。ここで「かつて」というのがさっき曖昧だという指摘を受けていましたが、その前の「これらを損なうことなく保全し」という語句については、読む人にとっては、何も手を加えてはいけないというふうにも読めますし、また非常に縛りがある言葉でありながら概念は曖昧だと思います。重要なのは、その後の「健全で豊かな生態系の回復や」以下なので、この下線で示された部分は取ってもいいのではないかと思います。

大西会長　「このことから」から、いきなり「かつて」につなげるということですね。

中田委員　そうですね。

大西会長　「損なうことなく保全し」というと、非常に強い意味にも取れると。

中田委員　はい。

大西会長　吉田さん……では、ちょっと考えていただいて。

佐野委員　23 ページですが、「第 6 節 三番瀬を活かしたまちづくり」で、先ほど吉田さんに説明していただいた部分ですが、対応案の 14 ページの一番下が私の意見です。そこには、23 ページの 9 行目に「陸域での湿地再生を行うなど」を挿入するという意見をつけたわけですが、それに対する会長の意見が「それぞれの意見をどこまで基本計画で書くか、程度の問題を整理する」というふうになっていて、一番右の欄では「船橋市と調整を図っていただきたい」ということで、市川市のことについても私は触れているのだけれども、なぜか最後は船橋市との調整だけで終わっているわけです。私は、会長の言葉が「それぞれの意見をどこまで基本計画で書くか、程度の問題を整理する」とあるので、例えばこの場で、市川市のことについてはどんなふうにするのかという意見調整が行われるのかと思っていたのです。

先ほど竹川委員から出た意見があったと思いますが、その中でも全く同じ意見が出ている。竹川さんの意見の 6 番目です。確認ということで、「計画案 111 ページ記載の『市川

市所有地前面のイメージ図』は市川ワーキンググループでも市川市側から説明があり、円卓会議の成果の一つだと考えています。ですからアクション・プランに入っていました。基本計画で消えた経緯を説明してください」ということで、私も、これはすごく大事な部分で、陸域内で湿地再生できるような基本計画にすべきだと考えています。

そういう意味では、ぜひ「三番瀬を活かしたまちづくり」の中に陸域内での湿地再生というのを入れておかないと、完全にあの絵、あるいは円卓会議で話されたことが宙に浮き上がってしまうのではないかと心配をしております、この点についてぜひ私の意見も生かしていただきたいし、竹川さんの意見も生かしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

大西会長　今の表現は、今おっしゃった意見を否定はしていないのですね。含んだ書き方です。「三番瀬、市川塩浜駅周辺」、ここに入るわけです。「自然環境の連続性を持った海と水に親しめるまちづくり」と、少し包括的な表現ですが、含んでいるのですね。具体的にその一つについて明示するかどうかですが、これは例えば市川市はどういう意見をお持ちですか。

市川市　そこだけ取り上げて湿地を再生するというのでは納得できないのですが、私たちもともと、干潟が再生される、護岸が安全になる、近郊緑地や海のほうも例えば国設鳥獣保護区になってラムサール条約登録湿地になる、あるいは近郊緑地と海と開削水路ができる、そこに環境学習施設もできるという前提であれば、開削水路の脇に内陸性湿地があってもいいじゃないかということは、私たち内部では、佐野さんもご存じかと思いますが、議論してきました。さまざまな条件が整えば、そういうこともあり得ると思っております。

大西会長　これは、浦安についても絵が描いてあるのですが、いろいろ今おっしゃった条件という意味では、もともと公園はつくるつもりだけれども、乾いた公園にするつもりであるとか、誰が事業主体なのかとか、事業主体の問題とかをめぐって全員が一致しているわけではないということだと思います。連続性ということの中には、出たり引っ込んだりということをうまく工夫しながら連続性を保っていくというアイデアが円卓会議の報告書の中には示されているので、それをどう実現していくかというのはこれからの課題だと思います。だから、ここはまさに護岸の議論とか、あるいは市川については市川市がおやりになる、県も関係すると思いますが、塩浜地区のこれからのいろいろな計画の中で詰めていくところだろうということで、佐野さんのおっしゃることを今の段階で否定しているわけではないということで、ご了解いただけないかと。

佐野委員　そうすると、基本計画案の中にはそこまで踏み込んだ記述はしないのだけれども、この文章の中にはそれも一応包含しているのだというような……。

大西会長　解釈を私がここでこうだと言ってもしようがないと思うので、まさにこれを読んで、「連続性を持った海と水に親しめるまちづくり」ということでこの円卓会議の報告書にもいろいろな絵が描いてあるので、そういうことをここで含んでいるということだと思います。

倉阪委員　今回、34 ページに「事業計画は、本基本計画に基づき円卓会議の『三番瀬再生計画案』を踏まえて策定するものとします」と書き込んでいただきましたので、当然、円卓会議のほう詳しく書いてありますから、詳しく書けなかった部分、基本計画で漏れ落ちた部分を詰めていく際には、あちらのほうも踏まえながら検討していくのだということは

明記されておりますから、市川ワーキンググループでやった個別のいろいろな図はなくなってしまったわけではなくて、これからの議論のスタート台として使われることだと理解しております。

大西会長　それでは、会場の方から二、三、いつもぎりぎりになって申しわけないですが、その前に、中田さんの意見について。

吉田副会長　中田委員からの意見についての解決案ですが、15 ページ、「生態系・鳥類」の下から6行目ぐらいのところですが、中田委員から、「これらを損なうことなく保全し、」は、保全というよりは、これは保存に近い強い言葉ではないかというご指摘だったと思います。全く削除してしまうと回復からいきなり始まるのですが、これは残すべきところは保全して、それから回復、復活というふうに対になっている言葉なので、全く削除してしまうのではなくて、「多様な環境を保全し、健全で豊かな生態系の回復や、干潟に特有な生物種の復活を図り」というような形で残すというのはいかがでしょうか。

大西会長　「これらを損なうことなく」というのを取って、「多様な環境を保全し、健全で豊かな生態系の回復や、干潟に特有な生物種の復活を図り」。よろしいでしょうか。では、そういうふうにするところは修正します。

岡本委員　話を混ぜ返すつもりはございませんが、ちょっとお聞きしておきたいのですが。市川護岸の検討委員会がありますね。それから漁場の検討委員会がございますね。これらの検討委員会については、この答申案にはこの意見は入れないということになるわけですね。それと、この検討委員会というのは、内容を見てみますと、事業計画に近いようなことを検討しているというふうには受けるのですが、この位置づけをもう1度確認をしてみたいと思うのですが。話を混ぜ返すようでは申しわけないのですが。せっかく答申案が完成しつつある中で、この市川護岸の検討委員会、漁場の検討委員会の人たちの意見はどこでどういうふうに取りまとめをしてどういうふうにするのか、もう1度再確認をしておきたいと思います。

大西会長　いま議論しているのは基本計画です。基本計画と事業計画と実施計画という三つの計画をつくる。個別の検討委員会では、事業計画、さらにそれから先の実施計画について議論していただくことになると思います。事業計画については、実際の個別の検討委員会で議論するところの重要な部分についてはこの会議に諮問していただいて、ここでまた議論するということとなります。それ以外の個別の検討委員会で議論している重要事項については、報告をしていただくこととなります。今おっしゃった二つの個別検討委員会は性格がちょっと違って、護岸のほうについては再生会議と直接リンクした県の会議として設置されたので、構成についてもここで報告していただいて、今のような手続で進んでいきます。ところが、漁場については、これはいろいろな経緯があって、独立して再生会議とは直接関係なく県のほうで設置しましたので、もちろん委員が重複している情報をこちらに出していただくということは実質的には可能で、やっておりますが、形の上では一応別になっている。知事の下でそれぞれ再生会議と漁場の委員会が動いて、知事の下で調整が図られるというふうには私は考えているということです。

岡本さんの今の質問は、ストレートにお答えすると、再生会議の基本計画についてはこれで一まとめするということです。さらにこれに事業計画がくっついていくわけですが、そこについては、個別の検討委員会、今おっしゃったような会議での議論が十分に反映さ

れるというか、まさにそちらから案が出てくるという格好になると思います。

今の議論は、個別の検討委員会でやっていることに抵触するところまでは行っていない、方向を決めるところまでは行っていないと思うのですね。さらに具体化するところを議論していただいていると理解していますが、何か問題……。

岡本委員 この答申の件について議論をしているわけですので、我々がこのような答申案について議論を重ねているかたわら、事業計画的な話を進めておられるということ、どうも反比例かなという気持ちもあったものですから、きょうはそちらのほうの内容が先に発表があるのかなと思っていたものですから。逆にこっちが先に行き、あっちが先に行きということではないのですが、どうも物事の順序が、右左が違うかなという気がいたしましたので、話を混ぜ返すわけではございませんが、その辺ははっきりしておいたほうが、これからは委員の皆さん方がそれぞれの立場で理解し話がしやすいのかなと思いましたが、ちょっとお聞きしたわけです。

大西会長 よくわかりました。本来はこの基本計画がまず決まって、それから個別の実施計画、事業計画が議論されていくというのが順序だと思いますが、時間的な問題で年度に入って、きょう大体まとまったと思いますが、きょうまでかかったということです。一方で、個別の計画の中では、特に護岸は緊急性を有するというので、それまで待てないという事情もあって始めたということですね。したがって、そこは順序が錯綜していますが、基本計画については基本的なことをまさに県のほうで決めるということなので、少し順序は違うけれども大きな実質的な問題は起きないと考えてやっているということです。

それでは、二、三、会場からご意見を伺いたいと思います。

発言者A 「第4節 水・底質環境」という19ページのところですが、水の質が今どうなっているかもわからないわけだから、水の質を早く調査しなければいけないのではないかと思います。定点観測をしなければ。そういったことがこの文章の中にはないような気がするのですが、いかがでしょうか。定点観測しておかなければ、1年後どう変わるのかわからないし、どういうふうになってきたのかもわからないしということですね。そこだけ気になってはいますけれども。

大西会長 もう1人いらしたら。

よろしいでしょうか。

では、きょうはお一人ということで。

今の点は、直接答えるということではなくて、さっき議論した川口さんの意見の中で、汚染原因の調査あるいは監視の強化をするという意見があって、これは何らかの格好で生かすということにしましたので、今のにつながるのかなと。それからモニタリングについては重視してやるということになっているので、川口さんの意見を含めて対応できるのかなと思います。

以上で、再生計画についての議論を一通り済ませまして、直しの方針について決めました。幾つか表現を私のほうでお預かりするものがありますので、ここで最終的にこれだということはお示しできませんけれども、大体議論で方向性が出たと思いますので、最終案を私のほうで作成させていただきます。

これからお諮りするのですが、次の会議が7月20日に予定されております。そこで皆さんに確認するというのも一つのやり方です。でも、大体方向が決まったので、これで

私と副会長の吉田さんのほうに任せるということであれば、個々ご意見をちょうだいしている方には文言についてはこういうふうになるということ相談させていただきませんが、全体としてはそれをもってまとめていいということになると、きょうは、表現の問題を残しながら一応まとまったという承認をいただくということになりますが、どちらのやり方がよろしいでしょうか。7月20日に来るか来ないかと迫っているわけではないのですが、7月20日には、船で見学するというか視察するという予定を組んでおります。そういう行事があります。会議そのものですね、この議題について。いかがでしょうか、何かご意見がありましたら。

もし可能であればお任せいただきたいと思います、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長　それでは、個々ご意見をいただいた方には問い合わせ等でお手数をかけますが、最終的な文言については会長、副会長にお任せいただくということでまとめたいと思います。どうもありがとうございました。

(3) 報告事項について

- ・平成17年度予算(6月補正)について
- ・再生会議への要請について

大西会長　時間がなくなってきたので、どうしてもきょうやらなければいけないことについてお願いします。

三番瀬再生推進室　それでは、1点だけ、平成17年度の予算について説明させていただきます。

資料No-3の13ページをお開きください。資料No-5「平成17年度三番瀬自然環境再生推進事業予算額(当初及び6月補正)」という資料です。

まず17年度につきましては、当初予算は骨格予算として、主に人件費等の義務的な経費を計上し、1月の第2回再生会議で説明いたしました。政策的な経費については、肉付け予算として6月補正予算案として、今月21日に開会する6月議会に提案させていただきます。

事業名はご覧のとおりですが、事業の詳細い内容については、同じ資料の20ページ以降に個別の事業ごとに整理しておりますので、お読みいただきたいと思います。概ね主なものは、平成16年度から継続している事業でございます。

なお、17年度の新規事業としては、一番上の総合企画部の中が一番下、三番瀬ライブカメラ設置運用事業、その下の段の環境生活部における行徳湿地再整備事業、その下の下の継続的な観察記録調査の方法、いわゆるモニタリングの方法ですが、指標づくりの検討事業、その下の下の自然環境合同調査実施事業でございます。

これらにつきましては、それぞれこの資料の21、22、23ページに掲載しております。

なお、一番上の三番瀬ライブカメラ設置運用事業につきましては、三番瀬の現状を誰もがインターネットによりリアルタイムで見ることができるよう、三番瀬にライブカメラを設置するものです。設置場所につきましては、今後、関係者と協議しながら検討を決めていきたいと思っております。

いずれのこれらの新規事業につきましても、再生計画案の中でその必要性、提案がなされているものでありまして、今後も、検討組織、学識経験者等の意見も聞きながら今年度取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

大西会長　今の予算の説明について、何か質問がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

もう一つ、「再生会議への要請について」というのがあります。

ラムサール条約について、先般、環境省から今年度の登録を申請する場所について報道されました。その中に三番瀬は含まれていなかったわけです。これまで円卓会議では、千葉県もそうですし、登録推進をしていたわけですが、幾つか問題があるというのも整理をしてきたところです。それで今回、環境省からの発表があったことを受けて、県のほうで見解をまとめてもらったということで、お願いします。

自然保護課　県としては、三番瀬のラムサール条約への登録は大切なことだと認識しておりますが、現段階では、関係者の合意が得られていない等総合的な判断から正式な手続に至らず、今年11月のラムサール条約締約国会議での登録候補地20カ所の中に三番瀬は入らなかったと考えています。

環境省は、昨年9月に選定した54カ所の候補地について、今後、地元合意等の条件が整った湿地から順次登録していく予定としており、県としては今後とも三番瀬の再生にかかる関係者の議論の状況を踏まえ、関係者の合意の下でラムサール条約に登録されるよう努めてまいりたいと考えています。

大西会長　何か今のに質問がありましたら。

佐野委員　関係者の合意はどういう形で図られる、また図ろうとしているのか、県の現時点でのお考えをお聞きしたいのですが。

といたしますのは、私は前にも、またこの中の意見にも書いてあるのですが、ほかのラムサールの登録湿地、例えば周辺に農地があるとか、漁場になっているとかいうところを調べてみますと、鳥の結果として農家に被害が出た、あるいは漁業者に鳥が原因として被害が出た場合には、大体地元の県あたりが補償するというような形で関係者と調整が図られて、登録湿地になっているわけです。もし千葉県で三番瀬を登録湿地にするということになれば、そういったことの調整が図られて初めて合意が得られるということになると思うわけです。そこまで県がはっきり言って踏み込んでやる気持ちがなければ、なかなか合意は得られないわけです。その気持ちを私はぜひ県の皆さんに持っていただきたい、知事に持っていただきたいと思っております。一体どんなふうにして調整を図ろうと考えていらっしゃるのですか。

自然保護課　具体的なものとして、例えば補償の問題とかおっしゃいましたが、その点についてはまだ議論はしておりません。

佐野委員　それを具体的に議論することが、現段階で非常に大事だと僕は思っております。よろしくお願いします。

大西会長　報告を受けたということなので、またその問題についてはここでも議論する機会があると思います。

以上で、きょう予定した議題は、少しはしよりましたが、終わりました。

(4) その他

大西会長 答申については、私と吉田さんでまとめさせていただくということで一任していただきますが、次回の会議について、特に大きな議題がないので、きょう臨時にやったということで、7月20日については、皆さんから特に議題の要請がなければ開催しないと。次は、もしのっぴきならない件があればまた臨時にやるということですが、おそらく9月になると思います。それでよろしければ、そういうふうにしたいと思います。

(「はい」の声あり)

大西会長 それでは、次回の会議は9月開催。9月は既に日が決まっていますが、定例の会議をやりたいと思います。次回についてはそういうことにさせていただきます。

3. 閉 会

大西会長 以上で会議を閉じたいと思います。皆さん、どうもありがとうございました。
以上